

総務市民常任委員会会議録

[令和5年12月定例会]

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和5年12月8日（金）会場：第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	議案第53号	筑紫野市部設置条例及び筑紫野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について	人 事 課	4
	議案第54号	筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
	議案第55号	筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人 事 課	20
	議案第56号	筑紫野市職員の給与に関する条例及び筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
	議案第68号	令和5年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	人権政策・男女共同参画課	29
	議案第74号	令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）について	管財課	31
	議案第57号	筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について	税 務 課	35
	議案第79号	筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	国保年金課	38
	議案第66号	令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	国保年金課	41
	議案第67号	令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	国保年金課	44
	議案第71号	令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について	国保年金課	45
	議案第58号	筑紫野市債権管理条例の制定について	収 納 課	46
	所管事務調査	おくやみ手続き案内方法について	市民課	58
	所管事務調査	コミュニティ運営協議会推進計画に対する進捗状況について	コミュニティ推進課	61
	所管事務報告	筑紫野市国土強靱化地域計画（改定案）のパブリックコメント実施について	危機管理課	65
所管事務調査	公用車のドライブレコーダー設置状況と改正道路交通法によるアルコールチェック義務化について	管財課	70	
所管事務調査	ジェンダー平等の理解を求める活動について	人権政策・男女共同参画課	74	

令和5年第6回(12月)筑紫野市議会定例会
総務市民常任委員会

○日 時

令和5年12月8日(金)午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(7名)

委員長	八尋一男	副委員長	白石卓也
委員	上村和男	委員	高原良視
委員	山本加奈子	委員	佐々木忠孝
委員	赤司祥一		

○欠席委員(0名)

○傍聴議員(10名)

議員	西村和子	議員	坂口勝彦
議員	古賀新悟	議員	吉村陽一
議員	春口茜	議員	宮崎吉弘
議員	段下季一郎	議員	辻本美恵子
議員	城健二	議員	檜木孝一

○一般傍聴者(1名)

○出席説明員(26名)

市長	平井一三	企画政策部長	宗貞繁昭
人事課長	永田貴也	人事担当係長	中村淳二
行政管理担当係長	平島知子	総務部長	嵯峨栄二
人権政策・男女共同参画課長	谷典士	人権・同和政策担当係長	田川誠
男女共同参画担当係長	末吉裕美子	管財課長	永利俊美
管財担当係長	永田裕二	危機管理課長	中村昭治
危機管理担当係長	森田健太郎	市民生活部長	杉村真子
税務課長	石川純快	市民税担当係長	渡邊成祐
市民税課担当主任	牧瀬立	国保年金課長	高口修

国保担当係長 宮 下 無 双

収 納 課 長 倉 掛 伸 夫

市 民 課 長 江 中 誠

コミュニティ推進課長 谷 昌 義

医療年金担当係長 藤 本 光 信

収納担当係長 小 椎 尾 公 憲

受付担当係長 河 野 桂 子

コミュニティ推進担当係長 吉 田 浩 隆

○出席事務局職員（3名）

局 長 荒 金 達

主 査 阿 部 早 苗

課 長 大久保 泰 輔

開会 午前10時00分

○委員長（八尋一男君） 皆様、おはようございます。定刻1分前でございますが、皆様おそろいであるので、ただいまから総務市民常任委員会を開会したいと思います。

それでは、会議に先立ちまして、本常任委員会に市長がお見えですので、一言御挨拶をいただきます。

市長。

○市長（平井一三君） 皆さん、おはようございます。総務市民委員会の八尋委員長、それから白石副委員長はじめ委員各位におかれましては、日頃から議案の審査等に活発な議論を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、今定例会の総務市民委員会に条例7件、補正予算5件、合計12件の議案の審査等をお願いしております。よろしく御審査の上、御可決賜りますようによろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございました。

市長はここで公務のため退席されます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○委員長（八尋一男君） 傍聴の件をお諮りいたします。

10名の議員が傍聴に出席しておりますので、先に御報告しておきます。

続いて、本常任委員会に一般市民の方1名より傍聴の申出がっております。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時02分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

皆様に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手していただき、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言をしていただきますようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件について外3件を予定をしておりますのでよろしくお願いをいたします。

議題に入ります前に、宗貞部長がお見えですので御挨拶を頂きます。並びに、職員の紹介も引き続きお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） おはようございます。企画政策部の宗貞でございます。本日、企画政策部人事課のほうから、組織に関する条例、それから報酬、給与等に関する条例3件、計4件の御説明を申し上げたいと思います。どうぞよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

職員の紹介をさせていただきます。

人事課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課行政管理担当係長の平島でございます。

○行政担当係長（平島知子君） 平島でございます。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課人事担当係長の中村でございます。

○人事担当係長（中村淳二君） 中村です。よろしくお願いします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願ひします。

それでは、議案第53号、筑紫野市部設置条例及び筑紫野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

それでは、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、議案第53号、筑紫野市部設置条例及び筑紫野市子

ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

この条例は、令和6年4月1日に施行いたします筑紫野市組織機構の一部見直しにより、現行組織の再編、部課等の名称変更、分掌事務を変更する必要が生じたので、関係する条例の改正を行うものでございます。

それでは、まず初めに、令和6年4月1日施行の筑紫野市組織機構の見直しについて御説明をさせていただきます。

別にお配りしております総務市民委員会資料の1ページを御覧ください。こちらの資料になります。

まず、見直しの目的から御説明をさせていただきます。

子育て世代への支援やデジタル化の推進をはじめとする多様化する行政課題に対し、さらなる市民サービスの向上を図るため、組織機構の見直しを行うものでございます。

次に、見直しの内容でございますが、まず、企画政策部でございます。

デジタル化への対応の強化、それから、今後予定する基幹系システムの標準化への対応のために、企画政策課のデジタル政策担当をDX推進担当及び情報管理担当の2担当制へ移行をさせていただきます。

次に、健康福祉部については、新たにこども部を設置し、子育て世代における様々な行政ニーズへの対応を進めます。子どもに関する施策の総合調整、待機児童対策、独り親支援などを所管するこども政策課、また、こども家庭センター、産後ケア、訪問事業等の母子保健、それから発達支援などを所管するこども家庭課の2課6担当制に移行し、4か所の保育所と併せてこども部として組織するものでございます。

次に、建設部については、令和6年度の前半に筑紫駅西口土地区画整理事業の換地処分までが完了するという見込みでございますので、このたび区画整理課を廃止いたしまして、都市計画課に新たに開発担当を設置し、区画整理事業の残務を引き継ぐことといたします。また、維持管理課については、管理保全課と名称を変更し、道路、河川、橋梁等の維持管理を所管する管理担当と、主に公園等の維持管理を所管する公園担当を設置いたします。現行組織の維持管理課維持担当については土木課に統合いたしまして、災害時の対応を含め、より効率的な組織運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、教育部につきましては、文化・スポーツ振興課のスポーツ振興担当をスポーツ企画担当とスポーツ施設担当の2担当制に移行いたしまして、スポーツ推進計画の策定、それから今後の部活動改革を見据えたスポーツ分野の人材の発掘・育成に取り組むものとい

たします。

組織の見直しにつきましては以上でございますが、令和6年度の組織体制については9部局43課等77担当を予定しているところでございます。

続いて、資料の2ページ目につきましては、今回の見直しを反映いたしました令和6年度筑紫野市行政組織機構図案を添付させていただいておりますので、参考として御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

概略でございますが、資料の説明は以上でございます。

続いて、議案の内容の説明をさせていただきます。

議案書の30ページ、それから提案内容補足説明書1ページから4ページをお願いいたします。

議案書の30ページの第1条におきまして、筑紫野市部設置条例の一部改正を行うものとしており、第2条において、筑紫野市子ども・子育て会議条例の一部改正を行うものとしております。

改正の具体的な内容でございますが、提案内容補足説明書2ページからの新旧対照表を御覧ください。

筑紫野市部設置条例の改正については、まず、第1条の設置する部にこども部を追加するものでございます。

次に、第2条の分掌事務については、健康福祉部の分掌事務のうち、子ども・子育て支援に関すること、保育所に関すること、児童福祉及び母子保健に関すること等をこども部の分掌事務に定めるものでございます。

また、4ページの筑紫野市子ども・子育て会議条例の改正につきましては、会議の庶務についてをこども部こども政策課に改めるものでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございました。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方は挙手をお願いします。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 説明ありがとうございます。委員会資料の1ページのところに対しての質問をさせていただきます。

こども部こども家庭課のところの主な理由の欄に子ども家庭センターの設置というのがあるんですけども、子ども家庭センターは地域の関係主体とつながりながらサポートの

作成等を行うようなことになっておりまして、様々な支援メニューの中にこども食堂やヤングケアラーの支援も入ってるんですけど、今後このこども部こども家庭課がこちらのヤングケアラーとかも含めて窓口になるという認識でよろしいのか、お尋ねいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） こども家庭課こども家庭担当において、こども家庭センターの所管という形にはさせていただくことにはなりません。

それから、こども家庭センターにおいては、現行の家庭児童相談室、それから子育て世代の包括支援という部分を包括して所管をするような形になりますので、その中で発生するヤングケアラーの問題とか個別の課題への対応というところを行うことにはなりますが、併せてこども政策担当というものを今回設置いたしますので、ヤングケアラー対策とかという総合的な施策の検討、総合調整というところはこども政策担当という部分でも所管することになりますので、この両担当が連携をしてという形で対応をしていくことになろうかと考えております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。ほかにございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 長い間、議会でもこども部の設置といいますが、創設を要望していたことでもあったんですが、その際はやっぱりいろんな子どもに関わる市の施策、それぞれの部門の所管課の連携のようなことを図っていくということが大きな課題でありましたし、折から、国でもこども家庭庁がつくられたりということもあったので、この時期になったのかなと思っているんですが、なぜこの時期だったのかと。この組織機構の見直しの目的のようなことにも関連しますので、なぜこの時期だったのかということだけははっきりさせてください。

それから、まだいろいろ連携すべき子どもの問題を所管している課があると思いますね。教育委員会が放課後児童のことをやっていますから、そことの連携などはどういうふうに扱われていくおつもりなのか、この組織機構改革はどこかでもう1回見直すようなことがあり得るのかどうか、そういう点でお伺いをしておきたいと思います。あるいは、そういうことはどういうふうにやっていこうというふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） ただいまの上村委員からの御質問、御指摘についてござい

ますが、まず1点目は、なぜこの時期なのかというところでございますが、御指摘のとおり、こども家庭庁の設置という部分、それから、こども家庭センターを来年度設置をしていこうというところを組織決定もされておりますので、タイミングといたしましては、国のほうの政策といたしましても、子育て世代への支援、少子化対策というのは最重要施策というところで、政策的にも国の方向性を踏まえた上でこのタイミングでこども部の設置をさせていただきたいと考えておるところでございます。

それから、関係部署、特にこども部以外の部署という部分での考え方でございますが、特に教育部との連携というのは今回の組織の見直しでも大きな課題としてあるんじゃないかなと考えております。特に学校関係との連携という部分については、教育部、こども部ともに意思疎通を図りながら連携を図っていく必要があるのではないかとこのところ、組織としても考えておるところでございます。

それから今後の見直しについてでございますけれども、これまでの考え方を踏襲する形にもなろうかと思っておりますけれども、組織については必要が生じた際には適切に対応して、組織の見直しを随時行っていくという考え方には変わりはないでございますので、今後につきましても、今回、こども部を設置させていただいて、経過を見ながら、必要があれば改めてまた組織を見直す必要性というのは継続的に考えていくというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） よろしいですか。

○委員（上村和男君） はい。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） やっぱり資料の1ページも2ページもまず職員の人員の問題が記載されていない。今まで頂いてた分については、それぞれの人員の分が出てましたよね。この人員の分が記載をされてないことの意図とするところが分かりません。

それともう一つ、都市計画課の中に今度、区画整理事業の関係で開発という担当を設けられて、区画整理事業の残務の分を持っていくと、終わった分の。この開発担当はこの区画整理のものだけに限定ですか、それともほかの業務まで担わせるような考え方があるのか。人員がもう全然分からないので、想像もつかない。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） ただいまの御質問についてでございます。まず、人員の全体

的な問題といたしましては、現段階で申し訳ありませんが、職員数についてお示しができる段階ではないというふうに考えております。一定の職員数の増というのはさせていただきたいというところでただいま検討を進めておりますが、来年度の当初予算の中で改めて人員についてはお諮りをさせていただきたいなと思っております。

それから、都市計画課の開発担当につきましては、区画整理課からの事業の移管だけでなく、現行、都市計画課で所管しております開発協議とかいう開発に関連する業務についても受け持つような形で予定しているところでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） はい、ありがとうございました。

高原委員は。

○委員（高原良視君） いや、続きますよ。

今、一番大事なことなんですけど、課長のほうから、職員数の問題について、お示しを示す段階ではない。今、提案されている分はこういう機構で今、この内容をやり遂げられる、市民の負託に応えられるというものですよね。それに人員も分からん、この内容でどうしてこれが審査になりますか。私はそう思います。

それから、今いろいろこういう政策されます、どうのこうのって、今現在の議会の中でも議論されている分は、本当に職員数が足りないのではないかという議員も多く見受けられます。その中で、今度、機構して、いや、皆さんが議会のほうでもいろいろこういうことをしろと言っているから、こういう機構しました。それに伴うものが説明ができない、来年3月の新年度の予算の中で説明します。この機構の分が効率的に機能するかどうかはどういうふうな判断で、我々は—執行部から出たから、はい、オーケーですという審査をせれというふうに言われておるんですか。

○委員（上村和男君） 委員長、ちょっといいですか。関連です。

○委員長（八尋一男君） はいはい、どうぞ。上村委員。

○委員（上村和男君） この段階でできないというなら、その理由は何なんですか。理由が分かれば議論のしようもあるが、この段階でできないというと、組織機構改革を出してくる段階ではないという話にもなりかねないので。

いや、私はこれ、人数が書いてないのは後で気づきましたけど、言われてみると、組織機構を改革する、あるいは改編するというときは、人員配置がなかったら高原委員が言うとおりになっちゃうので、私たちは何を審査するんですかということね。

だからこれ、一人ずつやったら、一人ずつ職員は80人ぐらいいけばいいのかなとか、90人ぐらいいけばいいのかな、100人ぐらいで済むのかなとか、そんな話にもなりかねませんので。

政策の集中的な表現が人事だというふうによく言われるんですよ。どこに人が集中的に配置されているか、あるいは有能な職員はどこに配置されるかと。だから政策の集中的な表現は人事なんです。だからここにどれくらいの人が、誰がとまでは聞きませんが、それは最低でも本当に出すべきだと思ってるんですが、出せない理由だけは聞かせてください。

そうしたら、これは少しみんなで考えて、いつか、まだ来年の4月からだから保留しておきますかということだって可能かどうかですね。ただ、あなたたちは準備していかなくてはいけないので、人員の配置ぐらいはここにこう書いておかないと、検討のしようもないんじゃないですか。

○委員長（八尋一男君） 課長、いいですか。

課長。

○人事課長（永田貴也君） 人員につきまして、職員の数につきましては、大変申し訳ございませんが、増員をさせていただきたいということで、ただいまのほうは検討を進めておりますが、現在、予算編成の総合的な、全体としての新年度の予算について、予算編成の中で人件費がどれだけ捻出をできるのかというところも含めて予算案のほうの作成をさせていただいておりますので、そういった意味で、現在のところ、お示しすることができないというところで申し上げたところでございます。

一方で、人事課といたしましては、先ほど上村委員からも御指摘がありましたところにも関連いたしますが、今回、新設をいたしますこども部、それから、組織には直接、今回は変更点はございませんが、学校教育とかという関係、それからスポーツの分野というところについては重点的に人員の配置を行っていきたいということで、現在、調整を進めているという状況でございます。そういったところの状況を御理解をよろしければいただきたいというところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 納得されますかね。

どうぞ。

○委員（高原良視君） 言っている意味合いが理解できません。何でかと言ったら、この

組織があった後に、決まった後にあなたは今、担当課として、来年度の人件費の予算を決まった後にするんよね。ついてくるもの。あなたの人事の分は、総合計画の中にもそういうふうな締めつけばかりの文言が入ってます。そういうものではなくて、せめて、ここに、こういう機構を変える、機構を変えますよと。全体的な、筑紫野市全域の組織の分は出せないなら出せないでもいい。でも、この組織機構改革をします。その分はこの目的でこれだけの人数ですという目的を達成できますと。

そうでないと審査にならんでしょうもん。せめて、ここに載っている資料の1ページ、この分だけでも人数は……、担当は要りませんよ、当然ながら、課で配置で担当に分けますからね。課の分の人数ぐらいまでは、ここでは出すべきだと思います。

そして、その後、諸事情で変わる場合もあるかもしれない。そうでないと、何の審査をするんですか。言葉だけ載ってる分を、ああ、立派なことを言いよんしゃあね、これでよかっちゃろうねって。それで、後ろ見たら、実際に仕事する人がいなかったとか。そういうことってあり得ないでしょう。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 言われているところ、重々理解をするところでございすけども、例年といいますか、今まで組織機構の改革するときには、組織をまずはこういう組織でいいのかと御審議をいただいた後に、人の配置はこういうふうにしたいと、まずは組織あってそこにどんだけ張りつけるのかというのはその後検討してきたというのが今までの現状かなというふうに思っています。

また、先ほど課長のほうから言いましたけれども、今後、人を増やすべきところは増やす、区画整理課とかはなくなりますけども、その人員をどこに配置するのか、そして減らすところはあるのか、増やすところはあるのかというところは今から検討していきたいというふうに思っています。結果として今、実数の475が例えば480になるとか485になるとかということも、今後、人を充てながら検討していきたい。そのためにもまずは、組織としてこういうふうな体制、こういうふうな組織で臨みたいというところを御審議いただき、それでよしとしていただけるならば、じゃあそこに重点施策として何人ぐらいの人を配置していくのかというところを順番としては検討させていただければなというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 上村委員。

○委員（上村和男君） 部長、今、何を言っているか分かってますか。私たちに新しい組織機構の改革の人員配置についてはここでは一切議論するなど。まず決めてからせいというふうな話をしているんですよ。あなたたちは、これは庁議にかけて議案として出してきただけでしょう。庁議のときは、どういう議論があったんですか。今あったような議論はなかったんですか。それを宗貞部長が、実はこうこうこう、今までなかったからこうしましょうというふうにやったんですか。そういう議論が庁議ではなかったのかどうかね。庁議にもかけないで、これ出てきているのなら話は別ですよ。どちらですか。

○委員長（八尋一男君） 部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） まずはこういう組織でいいのかどうかを議論したところでありまして。何人そこに配置するのかというところまでは、まだ決定まで至ってないという状況でございます。

以上です。

○委員（上村和男君） そういう議案は出すべきでないですよ。

○委員長（八尋一男君） ちょっと私として発言をしたいと思いますが。

普通、民間の会社でも、今の世の中の情勢はこういうふうになってます。だから例えば新製品の担当課を設けたいと思います。人員はこれこれで3名要ると思います。そうしたら、社長は多分、「君、それで人員はどうするんや」と。「いや、私の手元には150名おりますから、それから何名かそこで捻出をしたいと思います。しかし、足らなかった場合については再度協議をさせていただきますから」というような、大体、民間ではそういうふうになります。

であるならば、このこども政策課、それからこども家庭課は、今、部長の手元には5名とか10名とか、いろいろ手元にはあると思います。そうした中で、全体の475でやり繰りができんのであれば、それは今度の予算のときに検討をしてもらいますというような運びにはなりませんかね。それが普通、流れと思うんですが。

これについて課長、どう思われますか。今、手元には、こども政策課は何名要るとか、こども家庭課は何名要るとかいうのがあるんでしょう。それもないままに、担当の部署が、6担当をつくられているけど、人数もないままにということはないだろうと思うんですが、いかがですかね。

課長。

○人事課長（永田貴也君） ただいまの現状の検討状況というところで、これだけの人数が人員が必要ではないかというところ、それぞれこども政策課に何名、こども家庭課に何名とかというところで想定する予定人数というものは当然ながら検討しておりますが、繰り返しになりますが、それが予算編成の中で予算として調整がまとめられるのかというところについて現在取り組んでいるところをごさいますて、現段階ではという想定人数というのは手元にはありますということにはなりません。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 手元にはありますか。

○人事課長（永田貴也君） はい。予定している人数というか、現状の想定人数というものは持っておりますが、それが確定数値というか、予算的に、予算上それが人数が確保できるのかというところまでの整理がまだできていないという段階ではございます。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 先ほどから、すいません。現状の例えば企画政策課がDX担当と情報管理担当に2担当、1担当増えますよというところでの提案をしておりますけれども、例えば企画政策課が今現在、課長以下12名おりますと。現状ではその12名の中でこの担当を二つ分けますというような示し方なら、あくまで現状です。ただ、本来的に言うと、じゃあ現状のままでいいのかと。1人増やす必要がないのかとかというところの意思決定まではちょっと至ってないものですから、現状の数字、例えば企画政策課が12名、こども政策課、いわゆる、今の子育て支援課の人数、保育児童課の人数、保育所の人数と、現状の人数の中で基本は割り振ると。ただし、その後、もう少し人が足りないんじゃないかということであれば、そこを増減を今後検討していくというような示し方なら可能かなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員（高原良視君） 委員長、よかですか。

○委員長（八尋一男君） はい。

○委員（高原良視君） 部長、今あなたが言ってるのね——私、最初から言っているでしょう。今の課の分が変わる、ここに今1ページ目右側に主な理由って書いているでしょう。ここの主な理由、これは、これをせんと市民のためにならない、市のためにならないからこういうものを主な理由で挙げている。それは十分議論されてきとう。夏には、ほら、職員採用もしたでしょう。それは来年度、6年度からに向けての計画した職員採用やろう。何も決まらんで、なら何人取ろうか、今度はどこに持っていかうかと、何も決まらんで職員採用してないでしょう。

人事課長、職員採用、そうやろうもん。そういうふうにしてやっぱり計画するでしょう。そうしたら、主な理由、私言いましたけど、全部はね、いろいろ采配の問題あるけど、ここにせめて上がっている分は、やはり数字的なものを出すべきよ、これ。目的達成やろう。主な理由、そのために。最終的には、あなた、極端な言い方すれば、課の分がね、こういうことで充実させないかんと行って、最終的には人員は減ったよって。そういうことはあり得んと思うけど、我々にはそういう提案を今されとうとよ。

○委員長（八尋一男君） ちょっと休憩したいと思います。5分間ほど休憩をいたします。

—————・—————・—————
休憩 午前10時35分

再開 午前10時42分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

課長。

○人事課長（永田貴也君） 職員の人員体制についてでございますけれども、こちらに配付させていただいております資料の1ページ目の見直しの内容の欄に、新たな組織について、それぞれの部署の今検討している予定人数というものを、確定値ではございませんが、こちらを追加記入させていただいて、提出のほうをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司祥一君） ありがとうございます。

その際に一つお願いしたいことがありまして、この表を見ると、整合性の話なんですけど、例えば一番上でいうと、企画政策課の中にあるデジタル政策担当がDXと情報管理に分かれるということだと思んですけど、この表で見ると、二つ目は、健康福祉部がそのまんまこども部が変わるというふうに見えちゃうので、書いていただく際、人数も書いていただくならば、健康福祉部が健康福祉部とこども部に分かれるんだと思うので、そういうふうな表にさせていただくことで、人数がどう変わっていくかというのも多分分かりやすい表になると思うので、そこをちょっとお願いしたいと思います。

○委員（高原良視君） 意味が分からん。5年度と6年度と書いてあるけん、名前が変わるとやろ。

○委員（赤司祥一君） これで言うと、健康福祉部が5年度で、それが右は全部こども部

に変わるみたいな表になるじゃないですか。じゃなくて、多分健康福祉部は残って、健康福祉部が残ると別でこども部ができるという形になるので、これ、そのまま右側は両方書くべきか……。

○委員（高原良視君） だから、そこの右側に主な理由と書いてあるやない。こども政策課がこんなふうにして変わりますよと。そういう意味やろ。追加で。

○委員（高原良視君） これは新設される場所だけやない。令和6年度。

○委員（赤司祥一君） うん。だから、変わる場所だけ。

○委員（高原良視君） 変わる場所だけ。

○委員長（八尋一男君） ただ、赤司委員が言われるのはもっともなことだと思います。健康福祉部は健康福祉部で残るんですから、この表だけを見ると、健康福祉部がこども部に変わるという形で誤解をするような気になるので、もう少しその辺の分かりやすい表にしてもらえませんか。こういうことですね。それは、課長。

課長。

○人事課長（永田貴也君） 健康福祉部がなくなるわけではございませんので、御指摘のとおりだと思います。健康福祉部として残る部署が分かる表に改めるようにということでよろしいでしょうか。

○委員（赤司祥一君） はい。

○人事課長（永田貴也君） 対応させていただきたいと思います。

○委員（赤司祥一君） お願いします。

○委員長（八尋一男君） 佐々木委員。これにて質問を打ち切ります。

○委員（佐々木忠孝君） すみません。こども部新設に関することで2点お伺いします。

このこども部新設は、新聞報道もあって、私もそれで知ったんですけども、市民の期待も非常に高まって、具体的にどうするんだというところに非常に興味があると思っていますんですけども、市民の方々への事前の案内方法ですね。例えば、ここに書いてある担当が全部で六つありますと。これは、こういったことはこの課のこの担当というふうに具体的にしないと、どうしても「こども」とついているところが2課3担当ありますので、非常に市民に関しては事前に周知をしておかないと分かりにくいんじゃないかというふうに思っておりますので、これの具体的な事前の周知方法と、あとは、実際、4月以降、市庁舎に来られたときの案内方法ですね。これをどういうふうに具体的に考えているのか、お考えをお聞かせください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 組織の見直し全体としての市民の方々への周知の方法ですが、まずは、広報ちくしのに変更の中身についてお知らせを掲載させていただきたいと思います。

それから、あわせて、ホームページにおいても、この手続はこちらの部署に名前が変わりますよとか、場所が変わりますよとかということも含めて、お知らせのほうを上げさせていただきたいと考えております。

また、市役所の中の案内につきましても、まず、庁舎の入り口に入ったところで、例えば、市役所の中の館内の案内図などがございますので、全て名称の変更、あるいは場所の変更も含めて訂正のほうをさせていただきながら、漏れのないような形で周知作業のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（佐々木忠孝君） 追加なんですけど。

○委員長（八尋一男君） 追加。はい。

○委員（佐々木忠孝君） その案内というのは、掲示板とかそういう表示案内を変えというのは当たり前の話であって、具体的な誘導ですね。市庁舎に来られた方に、これはこちらですよ、あれはこちらですよというふうな具体的な誘導方法というのを僕は知りたいたいですけれども。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 具体的な誘導については、まず、総合案内がございますので、市民の方が来られたときに、例えば、児童手当の手続に来ましたということであれば、その手続はこちらの何番窓口でできますのでということでの案内をさせていただく形になりますので、この組織の見直しにおいても、何がどこにどう変わるのかというところを庁内でも周知を当然ながら図っていきますので、それに沿った案内をさせていただくという形になろうかと思えます。

以上です。

○委員（上村和男君） ついでに。

○委員長（八尋一男君） ついでにですか。はい。

○委員（上村和男君） 気がかりになるところを言わせていただきます。

教育部も新しい文化・スポーツ振興課にスポーツ分野の人材育成というのがあるんです

けど、ほかはないんですけども、人材はどういうふう育成するかなどというのは考えておられますかね。いろいろと議会でも議論してきて、人材の育成は重要だというふうになってきていますが、ここだけ人材育成するんですか。それとも、ほかにも新しい部をつくったり課をつくったりすると、ちゃんと人材育成を保障してやるんですか。これは人事課が所管していることですから、あなたが何か考えていけば言っていただくと。スポーツ分野の人材育成だけなのかというふうにこれだとなっちゃうので。ほかのところは慣れたところもありますが、新しくするならば、そこに必要な人材育成というのは、ちょこっとぐらい何か考えているんですかと。

よその優れたところに行くと、優れた人材がいるんですよ。視察に行くと、それがすぐ分かりますので、それは人事課長のせいだなというふうに思ったりもするんですよ、思わずね。人事課長だけじゃないですよ。一番端的なのは、市長のせいでしょうというふうに言う議員もおりますから。市長がちゃんとしていけば、こういう人材育成をするんじゃないですか、ああいう職員が作り上げられていくんじゃないですかというね。所管だけではなくて、行政全体の運営の中で人材育成が考えられている。DX化とか何とかと言うたって、人材はいるのかというね。そういうことにすぐぶつかるので、そういうこともちょっとは考えていますかということぐらいは。これだと気がかりなので、スポーツ分野の人材育成だけしか載っていないので、ほかにも新しい組織機構に見合う形での人材育成を考えておりますというぐらいは言うっちゃろうね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 人材育成をスポーツの部分だけ書いているという御指摘でございますが、すみません、こちらのスポーツ分野の人材育成という表現が分かりにくくて大変申し訳ないかと思いますが、職員の人材育成という意味ではなく、今後の部活動改革を見据えた形の地域でのスポーツ分野の担い手を発掘・育成していくということに取り組んでいきたいということで書かせていただいているものでございます。

一方で、上村委員御指摘の職員の人材育成という部分につきましては、当然ながら、その必要性というのは重く受け止めておりますので、それぞれの分野における専門的な知識を持つ人材の育成、それから、多様化する行政課題に直面して臨機応変に柔軟に対応できる職員の必要性というのも求められておりますので、そういったところを踏まえて、人事課といたしましても、職員の育成については重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

討論の前に、この見直しについての1ページの表ですけど、人数を書き入れていただいて、そして、健康福祉部のところも分かりやすくしていただいて、再提出をしていただくという形でよろしいですね。それを踏まえて、討論を行います。

○委員（高原良視君） ちょっと待ってください。この続きはいつもらえるんですか。審議の前にもらわなよ。ここに、採決の前に、そこで見らんと分らんよ。そのための提出を求めたんでしょう。（「討論をしなければいい。基がないっちゃから」と呼ぶ者あり）そのために資料を求めたんでしょう。

○委員長（八尋一男君） 分かりました。

少し休憩に入ります。すぐ出せますか。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） もしいただけるならば、10分ほどいただいて。

○委員長（八尋一男君） そしたら、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時11分

○委員長（八尋一男君） 15分と言いましたけど、皆さんおそろいですので、会議を再開いたします。

今、お手元に配られた新しい機構改革について、課長より説明をいただきたいと思いません。

課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、資料の1ページ目の差し替え分に沿って説明をさせていただきます。

見直しの内容の欄を御覧いただきたいと思いますが、予定人数、それから、現行の令和5年度の担当の人数をそれぞれ括弧書きで記入させていただいております。

まず、企画政策部の企画政策課デジタル政策担当におきましては、現在は担当が5名です。それを令和6年度においては、DX推進担当として2名、情報管理担当として4名を想定しております。

それから、子育て支援課、それから保育児童課の部分については、現行が、子育て支援

担当が4人、母子児童担当が5人、保育児童担当が11人のところについてを、こども政策課、こども家庭課という形で組織のほうを再編させていただいて、こども政策担当に2人、保育担当に8人、給付・支援担当に4人、こども家庭担当に5人、こども健康担当に5人、発達支援担当に1人という形で予定をさせていただいているところでございます。

それから、建設部につきましては、都市計画課の計画担当について、現行10名でいるところを、区画整理課の残務に当たる人員も含めて、計画担当に6人、開発担当に7人ということで予定をさせていただいているところでございます。

それから、維持管理課につきましては、現行が、維持担当が4人、管理担当が8人ですが、維持担当につきましては、土木課のほうに統合をさせていただくという形で考えておりますので、現行の管理担当の8名についてを、管理担当が6人、それから公園担当が4人という形で予定をさせていただいております。

区画整理課の区画整理担当の7名については、課の廃止ということで予定をさせていただいております。

そして最後に、教育部につきましては、文化・スポーツ振興課スポーツ振興担当の4人についてを、スポーツ企画担当、それからスポーツ施設担当という形で2担当制に移行させていただいて、それぞれ4人と3人という形で予定のほうをさせていただいております。

説明は以上でございます。

○委員（上村和男君） ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） これでよろしいですね。

それでは、ただいまから討論を行います。

議案第53号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第53号、筑紫野市部設置条例及び筑紫野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

次の議案に入ります前に、皆様にお諮りをいたします。

議案第54号、筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件から、議案第56号、筑紫野市職員の給与に関する条例及び筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件まで、関連がありますので一括議題としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第54号から議案第56号までを一括して議題といたします。

この件について執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、議案第54号から56号まで3議案につきまして、一括して説明をさせていただきます。

まずは、別にお配りしております総務市民委員会資料の3ページを御説明させていただきます。

今年度の国家公務員の給与改定の状況をまとめさせていただいております。

まず、一般職の状況でございますが、令和5年度の人事院勧告については、令和5年8月7日に、一般職の国家公務員の月例給及びボーナスについて勧告が出されております。これを受けての国の対応でございますが、人事院勧告どおりの給与改定を実施するとの決定がなされ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律として、既に国会で可決されている状況でございます。

具体的な改正の内容でございますが、初任給をはじめ、若年層に重点を置いた月例給の引上げといたしまして、令和5年4月に遡り、平均1.1%の改定が行われております。また、ボーナスの改定につきましては、年間の支給月数を4.4か月分から4.5か月分に0.1か月分の引上げが行われるという形でございます。このボーナスの引上げにつきましては、令和5年12月期からの改定ということでございます。

次に、特別職についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律及び2025年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律の概要でございます。一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の給与を改定するとされ、具体的には、内閣総理大臣等の月例給を3,000円から6,000円引き上げること、それから、ボーナスにつきましては、年間の支給月数を3.3か月分から3.4か月分に0.1か月分の引上げが行われるものでございます。改定時期は、一般職と同様に、月例給は令和5年4月から、ボーナス

については令和5年の12月期からとなっております。

以上が今年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の状況でございます。

それでは、引き続き、議案第54号、筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

改正の内容についてでございますが、提案内容補足説明書の5ページをよろしくお願いたします。

今回の条例改正は、令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定が行われたことを受け、その改正内容に準じて、筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、期末手当の支給月数について、令和5年度は12月支給分について1.65月分を1.75月分に0.1か月分引き上げ、年間支給月数を3.4か月分とするものでございます。次に、令和6年度については、年間支給月数は3.4か月分で、6月と12月の支給分をそれぞれ均等にするために、それぞれが1.7か月分の支給とするものでございます。

期末手当の改定に伴う影響額につきましては、2に記載のとおりでございます。

次に、議案について御説明をいたします。

議案書の32ページをよろしくお願いたします。

まず、第1条で令和5年度の期末手当の支給割合を規定し、第2条で令和6年度の期末手当の支給割合に改正するものでございます。

なお、既に支給されました期末手当は、改正後の条例の規定による内払いとみなし、可決後に差額の支給をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第55号、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、提案内容補足説明書の8ページをよろしくお願いたします。

先ほどと同様に、令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の内容に準じて、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

期末手当の改定に伴います影響額は、2に記載のとおりでございます。

続いて、議案についてでございますが、議案書の34ページをお願いたします。

第1条で令和5年度の期末手当の支給割合を規定し、第2条で令和6年度の期末割合に改正するものでございます。

なお、既に支給されました期末手当は、改正後の条例の規定による内払いとみなし、可

決後に差額の支給をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第56号、筑紫野市職員の給与に関する条例及び筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、提案内容補足説明書の11ページをよろしくお願いいたします。

今回の条例改正については、令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定が行われることを踏まえ、その改定内容に準じて、筑紫野市職員の給与に関する条例及び筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

まず、給料表につきまして、令和5年4月に遡り、平均1.22%の引上げをさせていただくものでございます。

次に、期末手当の支給月数につきましては、再任用職員以外の一般職について、令和5年度は、12月支給の期末手当の支給月数を1.2か月分から1.25か月分に0.05か月分引き上げ、年間支給月数を2.45か月分とするものでございます。令和6年度については、年間支給月数は2.45か月分で、6月支給分、それから12月支給分を均等にするために、それぞれ1.225か月分の支給とするものでございます。

また、再任用職員や定年前再任用短時間勤務職員については、令和5年度の支給月数を1.375か月分とし、12月支給分を0.675か月分から0.7か月分に0.025か月分引き上げるものといたします。また、令和6年度については、6月支給分、12月支給分をそれぞれ均等とするために、0.6875か月分の支給とするものでございます。

次に、勤勉手当の支給月数につきましては、再任用職員以外の一般職員について、令和5年度は、12月支給分の勤勉手当の支給月数を1.0か月分から1.05か月分に0.05か月分引き上げ、年間支給月数を2.05か月分とするものでございます。また、令和6年度につきましては、年間支給月数は2.05か月分で、6月支給分、12月支給分を均等とするために、それぞれ1.025か月分の支給とするものでございます。

また、再任用職員や定年前再任用短時間勤務職員については、令和5年度の年間支給月数を0.975か月分といたしまして、12月支給分を0.475か月分から0.5か月分に0.025か月分引き上げるものといたします。令和6年度については、6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.4875か月分の支給とするものでございます。

次に、給与改定に伴う影響額でございますが、条例改正後の全職員に支給する給料及び諸手当の影響額については、2に記載のとおりでございます。

次に、議案書について説明をさせていただきます。

議案書の36ページをよろしくお願ひいたします。

まず、第1条でございますが、筑紫野市職員の給与に関する条例第18条において期末手当の支給について定めており、第2項の期末手当の支給月数は、6月、12月ともに100分の120でございますが、その月数を6月支給分は100分の120、12月支給分は100分の125に改めるものでございます。また、第3項の定年前再任用短時間勤務職員については、6月、12月ともに100分の67.5でございますが、6月支給分は100分の67.5、12月支給分は100分の70に改めるものでございます。

次に、第19条においては勤勉手当の支給について定めており、第2項第1号、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月数は、6月、12月ともに100分の100でございますが、その月数を6月支給分は100分の100、12月支給分は100分の105に改めるものでございます。

また、第2項第2号の再任用職員については、6月、12月ともに100分の47.5でございますが、6月支給分は100分の47.5、12月支給分は100分の50に改めるものでございます。

また、別表第1、行政職給料表について、36ページから44ページのとおり改正するものでございます。

次に、44ページの第2条でございますが、第1条で改正いたします期末手当及び勤勉手当の支給月数を令和6年度の支給月数に改めるものでございます。

次に、45ページの第3条でございますが、会計年度任用職員の給与改定の時期について、一般の職員と同様の取扱いとするために、筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の附則第2条及び第3条に定める効力の発生時期の特例を削除するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1条及び第3条の改正につきましては公布の日から施行、第2条については令和6年4月1日からの施行といたします。また、第1条は令和5年4月1日からの適用といたしまして、既に今年度支給している給与については、改正後の給与条例の規定による内払いとみなす規定を定め、可決後に差額の支給をさせていただくものでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、まず、議案第54号について質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 2点お尋ねします。

改めての質問になるかもしれませんが、人事院勧告の民間給与との比較は50人以上の企業規模、事業所規模となっていますけれども、どれぐらいの民間事業者の何万人ぐらいの調査をどのように行っているのかが1点と、福岡県人事委員会も給与勧告を行っていますが、国の人事院勧告と内容の違いがあったのか、また、福岡県人事委員会の勧告ではなく、国の人事院勧告が適用される理由についてお尋ねをいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 人事院勧告についての民間企業の調査の件数でございますが、人事院のほうから示されている情報といたしましては、約1万8,800事業所を対象に調査をしたということだったかと思えます。

それから、県の人事委員会の勧告の内容については、国の人事院の勧告内容とほぼ同様の中身だったかということで把握をしております。

また、なぜ国の人事院の勧告に基づくものなのかという御質問についてでございますけれども、地方公務員法におきまして、独自で人事委員会を持たない自治体については、国家公務員の給与改定に準じてというか、国家公務員との権衡という部分を特に配慮して、国家公務員の改正状況を見ながら改正のほうを行うようにということが示されておりますので、その内容に従って、国家公務員の改定状況を見ながら、市の職員についての給与の改定については取扱いをさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにございせんか。

この54号だけ。ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第54号について、討論される方はありますか。

まず、反対討論のある方。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 議案第54号、筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

今回の改正は議員報酬の増額に関する内容であり、日本維新の会の掲げる身を切る改革の理念の一つである議員報酬の削減の実践と相入れるものではないという観点から反対いたします。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 賛成討論をされる方。

上村委員。

○委員（上村和男君） 既に御承知のとおりであります。実質賃金は19か月目減りしているというのが今日の報道でもあっておりました。ですから、人事院勧告が出されて、報酬が幾らかアップされるというのは当然のことかとも思いますが、そのアップされた分で、この19か月目減りし続けた額を補填できるのかと云ったら、補填できないものになっています。ただ、私は、国全体として、人事院勧告で公務員の報酬を上げていくという流れは当然のことであろうというふうに思います。市議会議員の給与を皆さん、もうおもらいになっていますので、これまで自分がもらっていた給料と比べてみると、やっぱり市議会議員の給料のほうが安いなあという方も中にはおいでになると思います。それぐらいの報酬ですから、全体の給与を上げていく、可処分所得を増やしていこうとする国挙げての動きの中で、ぜひ人事院勧告の実施をみんなで全会一致で認めていくようにできないものかというふうに思っておりますので、皆さんに賛成していただくよう呼びかけた上で、賛成討論といたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ほかに賛成討論。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 私も、この議案第54号の改正条例に関しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本件は、繰り返しになりますが、民間の給与の状況を反映した人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた条例改正となっておりまして、本市の市議会議員の期末手当について、これまでも基本的に人事院勧告に沿った形で推移をしてきており、これは経済とか雇用情勢などを反映させて決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であるからと考えられます。

したがって、本条例案に関しても同様の趣旨での改正であることから、賛成とさせていただきます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） それでは、討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第54号、筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長（八尋一男君） 賛成多数と認めます。よって、本件は賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号について、質疑のある方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第55号について、討論される方はありますか。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） 議案第55号、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

先ほど述べました54号と同様の理由になりますけれども、今回の改正は特別職の給与増額に関する内容であり、日本維新の会の掲げる身を切る改革の理念の一つである議員報酬の削減の実践と相入るものではないとの観点から反対いたします。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 賛成討論のある方。

上村委員。

○委員（上村和男君） 市議会議員の報酬の件と同様でありますけれども、特別職にある方と以前お話をしたときに、「特別職に就任する前の仕事のとときに比べて、給料ががぶっと減りました。なぜなったんだろうなと思うとるんですよね」というお話を聞いたことがあります。私は、「それでもあなたが筑紫野市のために尽くしていただければ、皆さんの感謝の気持ちがあなたの給料に加えられたと思ってくださいよ」と申し上げるしかなかったぐらいでありますから、民間との格差のようなことは、皆さん人事院勧告にあるとおりでありますので、ぜひここだけは御理解をいただいて、賛成をいただくように申し上げて、賛成討論といたします。

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第55号、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長（八尋一男君） 賛成多数と認めます。よって、本件は賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号について、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません。2点ございます。

人事院勧告では、今年度から在宅勤務等手当で月額3,000円というのが新設されていますけれども、本市に対象者がいるのかというのが1点と、あと、全職員平均1.22%引上げで、給料表も添付していただいているんですが、女性版骨太の方針2022で、男女間の賃金格差への対応として、女性活躍推進法に基づき開示の義務化を行うというふうにされていたんですが、自治体では、全職員の男女の給料の差異や、正職員の役職段階別及び勤続年数別2022年度の実績を本年6月ぐらいまでに公表というふうになっていたんですが、これはどのようにしているのかお尋ねいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） まず、1点目の在宅勤務手当の件についてでございますが、現在、当市のほうでは、在宅勤務というものを制度化として行っておりませんので、対象者はいないというところでございます。

それから、2点目の男女間の給与面の格差、それから、職員数というところについての公表状況でございますが、市のホームページにおいて、今年度、公表のほうはさせていただいております。内容については、大変申し訳ございませんが、今、手元にちょっと持ち合わせておりませんが、公表はしていますというところでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

上村委員。

○委員（上村和男君） 少し気がかりなのは、言うところの非正規、市の職員のね、割合が半分を超えている状況にあるなあと考えていまして、「同一労働同一賃金ですから、そ

ういう考え方は取られているんでしょうね」と言うと、「いや、短時間だったり、いろいろ契約条件が違うので」という言い回しになりがちなんですが、基本的に今度の給与改定については、そういうことも考慮されているかどうか、それだけはお伺いしておきたい。何度も非常勤職員の労働条件の改善を議論した経過がありますので、十分その中身は御承知だと思いますので、そういうことを考慮しておられるであろうかということだけお尋ねしておきます。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人事課長（永田貴也君） 御質問の会計年度任用職員の給与改定の件についても、今回のこの御提案の内容に反映させていただいております。正規職員と同様の取扱いをするものとしたしまして、給与の改定のほうをさせていただきたいと考えております。

それから、改正の時期につきましても、昨年度までは、翌年度から適用をさせていただきたいという中身で提案のほうをさせていただいておりましたが、今年度からについては、その時期の取扱いについても正規職員と同じ取扱いといたしまして、今回であれば、月例給につきましては、令和5年4月に遡って適用をさせるということで対応のほうをさせていただきたいと御提案をさせていただいております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第56号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第56号、筑紫野市職員の給与に関する条例及び筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

所管課入替えのため、休憩をいたします。ありがとうございました。

—————・—————・—————
休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入ります前に、嵯峨部長がお見えですので御挨拶をいただき、あわせて出席職員の紹介をお願いいたします。

どうぞ。部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） お疲れでございます。総務部、嵯峨と申します。

本日は、総務部所管といたしまして、令和5年度特別会計補正予算2件を議案として御説明させていただきますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

まず、住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の件についてでございます。所管は人権政策・男女共同参画課になります。

出席しております職員を紹介いたします。

課長の谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） 谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 人権・同和政策担当係長の田川でございます。

○人権・同和政策担当係長（田川 誠） 田川と申します。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしく申し上げます。

それでは、議案第68号、令和5年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部より説明をお願いします。

課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） それでは、議案第68号、令和5年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算の内容につきましては、提案内容補足説明書を用いて説明させていただきます。提案内容補足説明書の62ページをお開きください。

今回提案させていただきます補正予算につきましては、令和4年度の決算において、令和5年度への繰越金が確定したことによるものでございます。歳入歳出予算の補正といた

しまして、歳入歳出にそれぞれ2,206万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,426万6,000円とするものでございます。

歳出予算補正の内容としましては、先ほど御説明させていただきました歳出予算額の総額として2,426万6,000円とするために、2,206万円を住宅新築資金等貸付事業財政調整基金積立金に計上させていただいております。

歳入予算補正の内容としましては、当初予算では3款1項1目の繰入金に名目で1,000円を計上させていただいておりましたが、繰越金が確定しましたので、これを補正減とするものです。

4款1項1目の繰越金につきましては、当初予算で名目1,000円を計上しておりましたが、令和4年度決算の歳入歳出差引残額が2,206万2,586円でございますので、記載のとおり、2,206万1,000円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。
○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第68号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第68号、令和5年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第74号、令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

まず、部長から執行部の職員の紹介をお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） それでは、平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）になります。所管課は管財課でございます。

管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利俊美君） 管財課長の永利です。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 管財担当係長の永田でございます。

○管財担当係長（永田裕二君） 係長の永田です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、説明をお願いします。

課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、議案第74号、令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

まずは、お手元でございます提案内容補足説明書の68ページをお開きください。

1、令和5年度補正予算、歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算補正前の額5,558万7,000円に歳入歳出それぞれ3,100万3,000円を減額し、歳入歳出予算補正後の額を歳入歳出それぞれ2,458万4,000円とするものでございます。

歳出予算補正の内容でございます。

1款1項2目1節財産管理費でございます。育林事業等委託料、単独工事費、こちらにつきましては、令和5年梅雨前線豪雨による事業内容の変更によるもので、3,100万3,000円を減額しているところでございます。

歳入予算補正の内容でございます。

1款1項1目生産物売払収入につきましては、2,716万1,000円減額しているところでございます。

2款1項1目造林補助金につきましては、566万2,000円の減でございます。いずれの理由につきましても、育林事業の縮小でございます。

3款1項1目繰入金につきましては、182万円の増となっております。こちらにつきましては、繰入金見込みの増でございます。

それでは、続きまして、詳しく内容を御説明させていただきます。

補正予算書の84ページ、85ページをお開きください。

こちらの黄色のほうですね。特別会計補正予算書の84ページ、85ページをお開きください。よろしいでしょうか。

1款1項1目生産物売払収入3,811万5,000円を2,716万1,000円減額し、1,095万4,000円とするものでございます。こちらは、当初予定しておりました主伐事業につきまして、令和5年の梅雨前線豪雨に伴いまして、施行面積を見直したところによる補正減でございます。

2款1項1目造林補助金1,375万6,000円を566万2,000円減額し、809万4,000円とするものでございます。これは、先ほど御説明したとおり、豪雨災害に伴いまして、施行面積を見直したことによる補正減でございます。

3款1項1目繰入金303万7,000円を182万円増額し、485万7,000円とするものでございます。この主な理由といたしましては、令和5年梅雨前線の豪雨災害に伴いまして、作業道が壊れておりますので、その復旧工事に充てるため、増額となっているところでございます。

次に、86ページ、87ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項2目財産管理費5,338万8,000円を3,100万3,000円について補正減額するものでございます。

この内訳でございますが、12節育林事業業務委託料につきましては、主伐事業の施行面積を見直したことに伴いまして、3,605万3,000円減額するものでございます。

14節単独工事費については、災害に伴います作業道の復旧工事といたしまして、505万円補正増とするものでございます。

それでは、配付しております総務市民常任委員会の追加資料の1ページをお開きください。

平等寺山財産区有林の育林……。

○委員長（八尋一男君） ちょっと待って。

○管財課長（永利俊美君） よろしいですか。

○委員長（八尋一男君） はい。お願いします。

○管財課長（永利俊美君） それでは、配付しておりました1ページをお開きください。

こちらは平等寺山財産区有林育林事業の業務委託の位置図でございます。図面上の上段の真ん中のオレンジ色で着色している部分について、本年度、主伐を行いまして、植栽するものでございました。施行面積は8.38ヘクタールを予定しておりましたが、豪雨災害に伴いまして、一部作業道路が壊れており、復旧に時間を要するため、施行面積を8.38ヘクタールから1.74ヘクタールへ変更するものでございます。

2ページをお開きください。

こちらが施行面積の箇所図の拡大図でございます。グレーの線が作業道でございます。このうち、①から③の番号について、作業道が壊れている箇所でございます。

3ページをお開きください。

①の現況写真でございます。作業道が崩壊しているところでございます。

4ページをお開きください。

②の現況写真でございます。こちら赤枠で囲っているところが、一部崩落しているところでございます。

5ページをお開きください。

こちらが③の現況写真でございます。こちらにつきましても、作業道の一部が崩落をしているところでございます。

今回、この①から③の作業道復旧工事を行うものでございます。

以上で、令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を終わらせていただきます。

なお、補正予算につきましては、11月17日に開催いたしました平等寺山財産区管理会におきましても御同意をいただいているところでございます。御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 最後に説明のあった林道が崩落しているところは、年度内に……。 （「作業道」と呼ぶ者あり）あ。（「作業道」と呼ぶ者あり）作業道。（「うん。林道じゃなくて」と呼ぶ者あり）林道じゃなくて作業道。あそこは年度内に、来年3月までには

きちっと復旧できることになっているのでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 現況の写真①から③の作業道につきましては、今年度中に復旧完了予定でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第74号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第74号、令和5年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計補正予算（第1号）についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

○管財課長（永利俊美君） ありがとうございました。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございました。

これより休憩に入りますが、45分でいかがですか。少し遅れておりますので。（「早うしていいですけど」と呼ぶ者あり）はい。（「でも、職員さんは大丈夫ですか」と呼ぶ者あり）あ、職員。（「私たちだけ」と呼ぶ者あり）うん。12時45分から再開したいけど、職員の方は大丈夫かね。12時45分から再開いたします。じゃ、休憩に入ります。

—————・—————・—————
休憩 午前11時58分

再開 午後0時45分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） それでは、定刻となりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入ります前に、杉村部長がお見えですので、御挨拶をいただき、出席職員の紹介

をいただいた後、議案の審議に入りたいと思います。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 委員の皆様、お疲れさまです。市民生活部長の杉村でございます。

市民生活部所管で本委員会に提案いたしますのは、説明順に申し上げまして、議案第57号、79号、66号、67号、71号、58号の6件でございます。

なお、途中で説明する職員の入れ替わりをさせていただきます。

それでは、議案第57号を担当しております税務課職員が出席しておりますので、それぞれ自己紹介をいたします。

○税務課長（石川純快君） 税務課長の石川です。お願いします。

○市民税担当係長（渡邊成祐君） 市民税担当係長の渡邊です。よろしくお願いします。

○市民税担当主任（牧瀬立君） 市民税担当の牧瀬です。よろしくお願いします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願いします。

それでは、議案第57号、筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

執行部より説明を願います。

課長。

○税務課長（石川純快君） 筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

議案書は46ページから、提案内容補足説明書につきましては27ページからになります。

今回の改正は、まず、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されることに伴うものとして、森林環境税に関する事項や軽自動車税に関する事項等に関わる筑紫野市税条例の改正を行うものです。また、あわせて、日帰り専用の施設に関する入湯税の課税要件を明確にする等の改正も行うものです。

まず、森林環境税に関する改正について御説明いたします。

提案内容補足説明書の27ページを御覧ください。

森林環境税は、国が温室効果ガスの削減や自然災害の防止などに取り組むための財源を確保することを目的とし、令和6年度から徴収される国税となります。この森林環境税は国税にはなりますが、個人住民税と併せて徴収することとなっております。そのため、本市が森林環境税の賦課、徴収等を行うことができるよう、条例の改正を行います。

森林環境税は1,000円になりますが、3、税負担額の表のとおり、東日本大震災復興税が令和5年度をもって終了するため、市民の皆様への負担に変更はありません。令和6年度は約5万3,000人の方々を対象に徴収することとなる予定です。

次に、軽自動車税に関する改正について御説明いたします。

提案内容補足説明書の28ページを御覧ください。

自動車に関する税金については、燃費性能や排出ガス性能により優遇される税制措置がありますが、一部、メーカーによるエンジンの燃費・排ガス試験の不正行為により、適正な課税が行われない事態が発生いたしました。そのため、このような事案の発生を防ぐことを目的に、既存の防止策をさらに強化する条例改正を行うものです。

具体的には、不正により生じた納付不足額については起因する自動車メーカーが負担することになっておりますが、その不足額を徴収する際の加算する割合を10%から35%に引き上げる改正を行います。

最後に、入湯税に関する改正について御説明いたします。

提案内容補足説明書の29ページを御覧ください。

日帰り専用の温泉施設については、これまで、3、課税免除の要件の2番目に記載している一般公衆浴場に該当するものとして課税を免除しておりました。ただし、この一般公衆浴場については、当時の国の見解を基に、利用料金が1,000円未満の場合に該当するものとしてこれまで内規で運用しておりました。このたび利用料金を1,000円以上とする施設が出てきており、この要件をより明確にする必要があるため、条例改正を行うものです。

説明は以上になります。御審議をお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） まず、森林環境税について、確認なんですけれども、対象者が約5万3,000人ということは、5,300万円全額が本市へ譲与されるという認識でいいのかが1点と、もう一つが、税条例の新旧について、補足説明書の36ページの真ん中付近と38ページから39ページのところに未納に係る徴収金がある場合のことが明記されているんですけども、旧は「充当する」というふうに書いてあるんですけども、新しいほうでは「委託したものとみなす」という表現になっているんですが、この変更の意図についてお尋ねをいたします。

○委員長（八尋一男君） いいですか。

○市民生活部長（杉村真子君） しばらく休憩をお願いします。

○委員長（八尋一男君） はい、分かりました。休憩に入ります。

休憩 午後0時51分

再開 午後0時51分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○税務課長（石川純快君） まず1点目ですけれども、森林環境税は国税になりますので、この場合ですと、市が5万3,000人分徴収したものを一旦県を通じて国に納入いたします。森林環境譲与税としては、国で一旦全部集められた森林環境税をそれぞれの市町村の森林面積や林業従事者、そしてその市の人口によって案分し算出された額が筑紫野市に戻ってくるようになります。

もう一点の委託の関係なんですけど、これはまさに国税ですので、国が市に委託したというところでの委託という表現になります。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございました。

ほかに。

高原委員。

○委員（高原良視君） 今のこの説明の中では都道府県と市町村という表現の仕方をされていますよね。今の説明では市町村という説明になりますが……。

○税務課長（石川純快君） 国から森林環境譲与税として支払われるのは、市町村と、県にも同じように支払われます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第57号、筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について、討論される方はあ

りますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第57号、筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午後0時53分

再開 午後0時54分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

所管課が入れ替わりましたので、議題に入ります前に、部長より職員の紹介をお願いします。

○市民生活部長（杉村真子君） 入れ替わりまして、議案第79号、66号、67号、71号の所管であります国保年金課職員が出席しておりますので、自己紹介いたします。

○国保年金課長（高口 修君） 国保年金課長の高口です。よろしくお願いいたします。

○国保担当係長（宮下無双君） 国保担当係長、宮下です。よろしくお願いいたします。

○医療年金担当係長（藤本光信君） 医療年金担当係長をしております藤本と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしく申し上げます。

それでは、議案第79号、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

執行部に説明を求めます。

課長。

○国保年金課長（高口 修君） それでは、議案第79号、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は12月5日に追加提案の議案書の1ページ、あと、提案内容補足説明書も追加提案の説明書の1ページとなります。

○委員長（八尋一男君）　お願いします。

○国保年金課長（高口　修君）　では、説明につきましては、提案内容補足説明書に基づき説明をさせていただきます。

今回の条例改正は……。

○委員長（八尋一男君）　ちょっと待って。ごめん。

すみません、お待たせしました。お願いします。

○国保年金課長（高口　修君）　では、提案内容補足説明書に基づき説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産する予定または出産した被保険者に係る国民健康保険税の軽減措置が新設されることに伴いまして、本市においても同様に措置を講ずるため、本条例の一部を以下のとおり改定するものでございます。

改定内容につきましては、出産する予定または出産した被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額の減額規定を追加するものです。

産前産後期間といいますのは、お一人の胎児の単体妊娠の場合、出産予定日の1か月前から4か月間、双子などの多胎妊娠の場合は出産予定日の3か月前から6か月間の期間になっております。

施行期日は令和6年1月1日です。令和5年度国民健康保険税のうち令和6年1月分以降の期間に係る保険税から適用することとなります。

今年度におきます支給人数ですが、令和5年4月から9月の半年間の想定該当者が28人でしたので、1月から3月の3か月間で14人を見込んでいるところです。

以上が筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての概要でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君）　ありがとうございました。

執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はおられますか。

高原委員。

○委員（高原良視君）　これは、本人は申告、それとも手帳か何かということですかね。どういうふうにして把握の分は……、そして、その期間の、2か月、3か月、4か月の分

とか、そういう手続上とか最終的な納付の部分を含めて、どういうふうになるんですかね。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○国保年金係長（宮下無双君） 原則、申請主義となっていますが、ただし、市町村の判断において職権処理をしてもよろしいということになっておりますので、本市の場合は出生届が出た時点で職権処理を行い、ただ、制度上は出産予定日が確定しましたら申請を受け付けることができる仕組みになっていますから、出生届が出る前に本人が窓口で申請することもあり得ます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） そこで、誰がそういうのをお知らせするんですか。どういう方法で……、14人しか対象者はどうもなさそうだとやっているから、その14人の人たちには誰が知らせるのか。それをちょっと聞かないと、こういうふうに改正までして、何のためにこれをつくったのか、何のためにやりよるのということとつながって、申請してきたならやりますよという話でもないようだし、職権でやるとか言っているけども、分からない人たちはどうするんだろうというね。

○委員長（八尋一男君） 宮下係長。

○国保担当係長（宮下無双君） まずは、出生届が出た時点で職権処理するということは、子どもが無事に生まれた場合は皆さん漏れなく対象となって恩恵を受けることができるということですが、問題は、死産、流産、人工中絶などで出生届に至らなかった方がどうするかということになります。

今は、母子手帳交付の時期にパンフレットを配って、こういった制度がありますよ、もし人工中絶した場合でも対象になるという内容の案内をします。ということで、まず第1の時期としては母子手帳交付時にお知らせ、あと、制度自体はもちろんホームページ、広報でのお知らせもいたします。大部分の方は出生届を出した時点で漏れなく把握できるということになっております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

高原委員。

○委員（高原良視君） じゃあ、出生届が出たら国保のほうに市民課のほうから通知が行

くわけですね。そういう意味合いですね。該当者が少ないもんやけんね。こんなに出生届があるけど、該当者はちょっとしかないからね。そういう横の連絡ですかね。

○市民生活部長（杉村真子君） 部長のほうから。

○委員長（八尋一男君） 部長。

○市民生活部長（杉村真子君） そのようになります。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） 確認なんですけど、年払い等で先に払っていた方が軽減措置になった場合は返還されるという考えでよろしいでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○国保担当係長（宮下無双君） 既に納付済みの場合は還付になります。

○委員長（八尋一男君） ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質問を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第79号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第79号、筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第66号、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

課長。

○国保年金課長（高口 修君） では、議案第66号、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

令和5年度筑紫野市特別会計補正予算書の1ページになります。

内容につきましては、まず、提案内容補足説明書により説明をさせていただきます。提

案内容補足説明書の60ページをお開きください。

○委員長（八尋一男君）　お願いします。

○国保年金課長（高口　修君）　今回は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,773万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億495万5,000円とするものでございます。

歳出予算補正の内容ですが、1款1項1目職員給与費を現在の職員体制、給与格付等で再計算したことにより314万1,000円減額するものでございます。

次に、2款2項1目一般被保険者高額療養費について、令和5年度のこれまでの実績から不足が見込まれるため、4,079万5,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入予算補正の内容です。

3款1項1目保険給付費等交付金を4,079万5,000円増額するものです。これは保険給付費の補正増に伴う見合いの歳入となっています。

次に、5款1項1目一般会計繰入金を317万3,000円減額するものです。これは人件費、事務費から充当された補助金を差し引いた金額を一般会計から繰り入れるものであり、人件費、事務費の補正減に伴う見合いの減額となっています。

次に、8款1項2目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金を11万円増額するものです。これは、令和5年度におけるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に係る周知広報事業への財政措置に係る補助金額が確定したためであります。

続きまして、債務負担行為について御説明をいたします。

これは特別会計の補正予算書、こちらになりますが、4ページをお開きください。

○委員長（八尋一男君）　佐々木さん、いいですか。

○委員（佐々木忠孝君）　はい。

○委員長（八尋一男君）　すみません、お願いします。

○国保年金課長（高口　修君）　まず、国民健康保険被保険者証等作成及び封入封緘業務についてですが、国民健康保険被保険者証の更新時期は毎年8月1日となっておりますが、6月から7月にかけて被保険者証の発送準備をしており、入札から帳票のテスト等の業者打合せを勘案すると本年度中に契約を締結する必要があることから、240万6,000円を計上させていただいております。

2番目ですが、国民健康保険税納税通知書等印刷製本につきまして、納税通知書を印刷するに当たりまして1月下旬に契約する必要があるために、153万3,000円を計上させてい

ただいております。

続きまして、診療報酬明細書点検業務委託についてですが、いわゆるレセプト点検の委託業務につきまして、4月1日から委託業務を開始する必要があり、そのためには今年度中に契約を行う必要があることから、3,232万9,000円を計上させていただいております。

以上が令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はおられますか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 一般被保険者高額療養費の支給見込みの増ということなんですけれども、どれぐらいの増を見込んでいるのかという点が1点と、もう一つ、歳入の社会保障・税番号制度システムの整備補助金というのが確定したということだったんですけれども、これは、うちがマイナンバーカード保険証の広報に対する費用を幾ら使って、それに対する国の補助金は何%とかいうのが決まっているのか。何分の何とかが決まっているのであればお尋ねいたします。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○国保年金係長（宮下無双君） まず先にマイナンバー周知の補助金のお話をしますけれども、実際、我々が支出した額はパンフレットの印刷費の20万程度です。これに対して補助金の額は、何%ということではなく国が一律決めるということでしたが、これが正式に決定しまして、筑紫野市には11万円を分配するという通知が来たところです。

次に、高額療養費の補正増額の見込みですが、上半期の伸びからシミュレーションしまして、年間でまさに今回補正増する金額4,000万程度が不足することを見込んでおります。件数で言いますと1,000件程度、年間で増加することを見込んでおります。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第66号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議案第66号、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決することに決しました。

続きまして、議案第67号、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

執行部に説明をお願いします。

課長。

○国保年金課長（高口 修君） 議案第67号、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

給与等の改正に関する補正予算書の1ページになります。提案内容補足説明書で説明をさせていただきます。提案内容補足説明書は60ページをお開きください。（「61」と呼ぶ者あり）

○委員長（八尋一男君） 61やね。

○国保年金課長（高口 修君） 61ページです。申し訳ありません。

○委員長（八尋一男君） お願いします。

○国保年金課長（高口 修君） 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ307万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,020万8,028円とするものでございます。

歳出予算補正の内容ですが、令和5年人事院勧告に伴う職員給与改定分となります。報酬が115万4,000円、給料66万8,000円、職員手当102万8,000円、退職手当組合負担金7万円、共済費15万3,000円。

次に、歳入予算補正の内容ですが、一般会計繰入金（職員給与費）で271万9,000円、県負担金・補助金が35万4,000円となっております。

以上が令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第67号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第67号、令和5年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

国民年金課はあと一つですね。議案第71号、令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

執行部から説明をお願いします。

○国保年金課長（高口 修君） 議案第71号、令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和5年度筑紫野市特別会計補正予算書の47ページです。内容につきましては提案内容補足説明書にて説明をさせていただきます。65ページをお開きください。

○委員長（八尋一男君） お願いします。

○国保年金課長（高口 修君） まず、令和5年10月末の後期高齢者医療被保険者の人数は1万3,980人となっております。前年同月比で700人増えているところでございます。

今回は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,040万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,382万円とするものでございます。

歳出予算の内容は、2款1項1目の広域連合納付金を4,829万5,000円増額するものです。これは令和4年度の療養給付費負担金の額が確定したためです。

また、3款1項1目保険料還付金を211万1,000円増額するものです。これは保険料の還付見込額の増によるものです。

続きまして、歳入予算補正の内容です。

3款1項1目の事務費繰入金を4,829万5,000円増額するものです。これは先ほど歳出予算補正で御説明いたしました広域連合納付金の見合いの分になります。

次に、5款2項1目の保険料還付金を211万1,000円増額するものです。これも歳出予算補正の保険料還付金の見合いの分になります。

以上が令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第71号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第71号、令和5年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

ここで、所管課入替えのため、しばらく休憩をいたします。

—————・—————・—————
休憩 午後1時19分

再開 午後1時20分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管課が入れ替わりましたので、部長より職員の出席職員の紹介をお願いいたします。
部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 入れ替わりまして、議案第58号、筑紫野市債権管理条例の制定についてでございます。

資料を所管課が作っておりますので、横書きのものになりますが、こちらを御準備いただければと思います。

収納課職員が出席しておりますので、それぞれ自己紹介をいたします。

○収納課長（倉掛伸夫君） お疲れさまです。収納課、課長の倉掛と申します。よろしくお願ひします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願ひします。

○収納担当係長（小椎尾公憲君） 収納課、係長の小椎尾と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願ひします。

それでは、議案58号、筑紫野市債権管理条例の制定の件を議題といたします。

説明を求めます。

課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） それでは、御説明させていただきます。

議案書のほうが50ページ、提案内容補足説明書では46ページからの内容になっております。それと、別紙資料をお手元にお配りしておりますので、まず別紙資料のほうから御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、表紙、見開き1ページ、すみません、右下のほうに細かい文字で1ページと記しておりますけれども、まず1ページをお開きください。筑紫野市の債権管理の現状についてということで、1枚この紙を入れて1ページ目に記載をさせていただいております。

まず、大前提において、本条例で筑紫野市の債権というのが、市民税、固定資産税、軽自動車税、または国民健康保険税、ああいった市税を除外した債権についての条例を今回は定めたいというふうを考えておりますので、対象が市税以外の債権についての条例でございます。

債権の管理の現状でございます。筑紫野市におきましても、こういった債権、いわゆる何かをお貸しして使用料を頂くとか、何かの給付金、お金を給付してその返還金を頂くとか、そういった市全体の中で80を超えるような債権をそれぞれ債権の所管課が持っております。

その中で、債権の管理といたしましては、債務者、いわゆるお支払いいただく市民の方とかに督促とか御請求、そういった行為についてはやっておるんですけども、債権の管理において適切な情報が管理できていない——債権の情報の適切な管理、情報とは何かと

申しますと、まず、どういった理由の債権が、債権者、どこの誰という方に、何年何月から何年何月にかけてそういった債権をお支払ください、その債権に何月何日にお金が入っている入っていない、そういった請求をいつした、督促をいつした、請求のお約束をいつその後しているとか、滞納の状況とか、そういった情報の管理がいろいろな課にまたがっておりますので、適切に管理をできていない課というのが一部あったというのが現状でございます。

その辺りを、右側のところ、徴収の状況ということで、必要な催告は行っているが、債権回収のための法的措置がなされていない。2番目が、既に生活に困窮されている方で、いわゆる支払う資力のない方についても、救済というか、債権の放棄ができていない状態で、債権の放棄も法的措置でございますので、そういったことが実行できていない、この3番目に書いております、滞納整理に関する統一した処理方針がないために、債権所管課ごとに対応に差が出ているというのが今の現状でございます。

ということで、下のほうにちょっと大きく書かせていただいておりますけども、一部債権で収入未済が増加している、法的措置が取れていないために滞納整理ができていない。これが、よっては市民負担の公平性が保たれていない状況にあるというふうに今感じておるところでございます。

2ページ目をお開きください。

今回、この債権管理条例の制定を考えておりますけれども、債権管理条例は何のために制定するのかということで、目的を書かせていただいております。債権管理の統一的な基準を定め、債権の発生から消滅までを適正に管理をすること、2番目です、公正かつ公平な市民負担の確保と債権のさらなる適正化を図り、健全な行財政運営を行うことを目的にして債権管理条例を提案させていただきます。

債権管理条例は県内でも既に実施している自治体もございます。県内の制定状況では29市の中で15市が既にこの債権管理条例を持ってこういった動きをしているということでございます。筑紫地区で今既に導入されているところは春日市のみというような状況でございます。

その下段のほうで、適切な管理をしていくということを決めることになるんですけども、適切な管理というのはどういったことかと申しますと、管理すべきことを整理して、人が変わっても、所管課が変わっても、これが持続的、継続的に管理ができていく状態にするということと、未納発生後の債権管理について、どういう処遇、どういった動きをす

るかということ明記するということを決めようというふうを考えております。

その債権管理について、具体的にどういうふうにするかというのがその右側の公平な徴収ということでございます。いわゆる強制執行の裁判手続を実行する。税の債権であれば自力執行権、差押えをしたり不納欠損をしたりということは筑紫野市で行うことはできるんですけれども、税以外の債権については、裁判所のほうにいわゆる訴えの提起というものを債権者の方に請求したり、強制執行を裁判所にお願いする必要があります。当然、裁判手続の際には議会のほうに諮らせていただいて、議会の議決をもってその裁判手続に移っていくという手順も必要なんですけれども、まず第一に裁判手続を進めていこうということ明記させていただいております。

2番目、債務者の資力を把握するために、法が許容する範囲内の情報の共有化を図る。いろいろ、税の徴収に関しましては地方税法とか国税徴収法の中で調査権というのが認められているんですけれども、こういういわゆる税以外の債権に関しましてはそういった調査権というのがないものですから、御本人からの聞き取りとか、そういったものに頼るしかないんですけれども、私たち市の職員は基本的には守秘義務というのがありますし、加えて個人情報の保護というのも当然保持しなければなりません。なおかつ税務に関しては地方税法の中に税務情報を漏らしてはいけないというような罰則規定もございますので、そういった規定を遵守しながらも、債権を徴収するに当たってはできる範囲での情報共有を図っていこうということも条例の中に入れております。

3番目でございます。時効の援用がなされない債権を解消するために放棄の規定を設けるということでございます。いわゆる債権の中にも、私債権という、民法を基にした契約行為の下にお金を支払ってくださいねというような債権が市の中にも幾つかあるんですけれども、そういった債権に関しましては、時効の期間が来た後に債務者本人から時効の援用という申出をいただかないと実際のところ債権はなくなる、消滅しないというのが現状でございます。そういったところも、いわゆる生活困窮者の方とか、税で言うところの不納欠損に当たるように、生活保護受給者であったり、破産宣告を受けた方、そういった方については債権の放棄をやっていこうということも定めさせていただこうと思っております。

最後のほうに色づきのところでまとめておりますけれども、こういったことによりまして、歳入の安定確保、市民負担の公平性の確保、統一した基準による債権管理と生活困窮者の救済ということを目指して条例を制定したいと思っております。

3 番目。3 ページ目をお開きください。

議会と関わる点についてということで、裁判手続をどうするのかというのと債権放棄をどうするのかというところがやはりこの条例の二つの大きなポイントでございますので、ここを抜き出してちょっと書かせていただいております。

裁判手続のところでは、訴えの提起、異議申立てによる訴訟、和解、調停などの段階を経ることになるが、それぞれの手続を踏むにはその都度、議会の議決が必要になってまいります。右矢印のところでは、裁判の手続（訴えの提起）、いわゆる民事訴訟ですね、を進める際には各段階で議会の承認を受けることになるため、時期を逸しないように提案し、承認を受ける必要がある。今回の条例では裁判手続については行うことを義務づけておりますので、そういったところがここに関わってくるということでございます。

下段の債権放棄のところでございます。法律や条例に定めのない債権の放棄は議会の議決が必要であるという規定が地方自治法の96条1項第10号にございます。そういったことから、今回この条例を定めて、税に関しては債権の消滅に関する規定がございますので、それと同じような形で、不良債権化した債権の処理について条例化をすることによって全庁で統一的な債権放棄を行い、事務の効率化を図るとともに生活困窮者の生活再建の一助を図るということで考えております。

最後に、4 ページ目をお開きください。

本条例の対象となる債権はどんなものがあるかということで、かなりたくさん債権があるんですけども、抜粋をしております。左側のほうに「非強制徴収公債権」、その下に「私債権」と書かせていただいております。非強制徴収公債権というのは、債務者に対してこれを払ってくださいという法律がそれぞれあるけれども、徴収の権限を持たないという債権でございます。これは一般・退職被保険者返還金——これは国保の分の返還金でございます、次が児童扶養手当の過払い返還、生活保護費の返還金ということで、これが徴収に対しての法律がないけれども、その賦課に関して、それをかけることに対しての法律があるというような債権でございます。下の段の私債権は、個人間のいわゆる契約に基づいてお支払いをお願いするというような債権になりますので、市営住宅の使用料、災害援護資金貸付金とか水道料というのがこれに当たります。この二つの代表例としてここに挙げてはいますが、こういった債権に関してこの条例で定めて適正な管理を進めていこうというふうに今考えております。

別紙の説明は以上なんですけれども、一応、議案書のほうとも照らし合わせてちょっと

御説明をさせていただこうと思っておりますので、議案書51ページのほうをお開きいただきますと、全部読むと時間がかかりかかりますのでちょっと抜粋してお話をさせていただきます。51ページでございます。

○委員長（八尋一男君）　　お願いします。

○収納課長（倉掛伸夫君）　第1条のところは、先ほど申し上げた目的をここに掲げさせていただきます。第1条は目的についてでございます。

第2条の定義というところが、いわゆる市税以外の債権と（2）のところに書いてありますが、税金などについては、それぞれ管理とか、強制徴収公債権ということで発生から債権放棄というか、執行停止というか、不納欠損、消滅まで法律があるけれども、法律のないところの市税等以外の債権ということでここで定義を書かせていただいております。

3番目、他の法令との関係ということは、これは条例によくあるんですけども、他の法令がある場合には他の法令どおりにそういった執行をしていって、その法令に定めのないことについてはこの条例を適用していくよということをここで記載をさせていただいております。

第4条は市長の責務ということで、適正な管理に努めるということでここで書かせていただいております。

5番が管理を適切にするために管理台帳の整備ということで、こういったことで管理台帳を整備することということを定めさせていただいております。

第6条は徴収の方針ですね。支払い能力その他の債権の管理に必要な情報の把握に努めるということが書いてございますけれども、やはり最終的に債権者にその債権を支払う能力があるのかなのかということをしつかり調査をした上で、強制執行にしていくのか債権放棄にしていくのかということをこういったところで方針を定めさせていただいております。

第7条が幾つか項目がありますけれども、債権放棄については順々にやっていくんですけども、（1）のところでは、保証人があったら当然、保証人に請求するよ、担保があったら担保を実行していきましょうというようなことを書かせていただいております。

2番目の債務名義のある市税等以外の債権——債務名義ってなかなかちょっと言葉があれですけども、いわゆる私債権というような、個人と個人とか市と個人が結んだ債権を裁判所に届出をして裁判所の法的なお墨つきをいただくというのがこの債務名義をもらう、債務名義の取得というふうになりますので、その債務名義の取得を行ってそういった裁判

所の手続を進めなさいということをごに書かせていただいております。

3番目のところが、訴訟手続により履行を請求することということですね。裁判手続に進むと。

次の第8条のところでございます。ここが先ほどの情報のところでございますけれども、可能な限り、法令に違反しない限り情報を共有化してそういった整理につなげていこうということをごに書かせていただいております。

第9条のところでは、こちらがいわゆる税金で言う欠損と同じように、こういった理由の場合が債権を放棄しますということで、債務者が破産法によって破産者になった場合。2番目のところでは、債務者が亡くなってその相続人がいない、相続放棄の状態でも相続人がいない場合についてはこれを放棄していくと。3番目のところでは、強制執行とか担保権の実行、そういった手続を進めてもなお債権が残る方については、債権者が無資力またはこれに近い状態で資力の回復が困難であって履行の見込みがないというふうに判断した場合にはこれを放棄していこうということでございます。4番目は、生活保護受給者の方、かつ高齢、長期にわたる病気、障がい等の理由により将来にわたり資力の回復が困難で履行の見込みがないと認められるとき、これも放棄していこうということでございます。

この6のところを書いてございますのが、消滅時効に係る時効の援用を要する債権についてということ、これは私債権のことについて書いてある事項でございます、時効が到来しても御本人からの届出がない限り消滅しない債権も、市のほうで債務者が時効を援用しないと認められる理由があるときについては消滅をさせていくということも設けておりますので、例えば債権はあるけれども御本人との連絡が取れない状況になっているとか、そういった場合でも本人からの時効の援用がない限り債権は存在し続けるんですけども、こういったところから債権の消滅を図っていこう、いわゆる相手さんとも連絡が取れない、これは取れる見込みがない債権、そういったものを消滅していこうということをごに書かせていただいております。

この2項のところでは、市長は前項の規定により市税等以外の債権に係る損害賠償金等を放棄したときは、これを議会に報告しなければならないということで、最終的には、こういった案件については、こういった債権を何件、幾ら放棄したということも議会に報告するということをごに定めさせていただきます。

すみません、長々となりましたけれども、債権管理条例の御説明については以上になります。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から詳しく説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） よく分かっていたか分からないかは分かりませんが、いろいろな債権があるので一元管理をしたほうがいいんじゃないの、きちっとしたほうがいいですよという議論を長い間、議会でも随分やってきたように記憶していますね。そうすると、こういう条例ができるというのは画期的な出来事ということになるんでしょう。これで何が最も劇的に変わるというふうにお考えか、効果があるかということだけ一つ。

もう一つは、支払い能力がなかったり困ったりしている人たちを助けることにもきつとなりますよね。みんな見ているかどうか分かりませんが、テレビドラマで徴収している人たち、職員がいるじゃないですか。公務員をなめないでくださいとかね。本当に正義の味方のようにして来る人たちがいるんですけど、これから先はああいう役割が皆さんの中に芽生えてきてやりがいみたいなことが生まれるといいなというふうに僕は思っているんですよ。

実際、現場でやっている人たちは、取立て人みたいな気分していると、取立てというか、集めるのも難しいと思うんですね。公平公正を旨とする公務員ですからとか、ドラマの中で言うでしょう。必ず決めぜりふですもんね。そういうことが皆さん言えて、なおかつ弱っている人を助けることができるような、市役所の本当の仕事につながるのかなというふうに私は期待もしておりますので、そういう意味でどうなのかというのだけお答えください。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） まず、この条例が施行されることによってどういった効果があるかということをお話しさせていただきますと、当然、市民の皆様に関しては債権放棄、そうですけれども、生活困窮されている方の生活再建の一助となることができるというのも効果の一つとは思いますが、まずもって、市の内部的なところでこういった目標を掲げて、しっかり取れるという言い方はちょっとあれですけれども、徴収ができる、納める資力のある方には当然そういった法的手段を取ってでもしっかり納めていただくということを自分たちに課している条例になりますので、そういった内部事務処理をしっかりとやらなければならないということがやっぱり効果だと考えています。

上村委員おっしゃいました、徴収が取立て屋になってはいけないというようなことも、私も職員に面接した際には取る立場として必ず言っているのが、やはり世の中の95%以上の方が何のこちらのリアクションもなくとも的確に納期どおりに税金を納めていただいているんだよと。そういう方の期待にも応えるために、取れるところからはしっかり取っていかなきゃいけないと。なおかつ、私たち自身はできることはないんですけれども、職員が相談者と接した上で、どうしてもやっぱり生活が苦しいとか、子どもさんの学費がかかるとか、そういったところにヒントがあるはずなので、そういったところからそういった部署につなげるという努力はできるはずなので、そういったところを見逃さないような対応をするというようなことを常々職場のほうでは徹底をしておるつもりでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 今、ずっと聞きながら、収納課のほうでただこういう条例をつくったということで、こういう条例でカバーできるよ、あとは担当部署で頑張れと。それとも収納課のほうでその分は税の分と合わせながら、税の督促も含めて、滞納を含めて――今、項目が上がっておったら関連しておりますからね、それをやるのか。今の課長の話では担当部署が頑張れとかいう言い方をされておったけど、そういう分のとを担当者は頑張れ、ただ俺たちは条例をつくったと。何ら今と変わらないね。ただ、しやすい。

それと、もう一つ。私はこの資料の中で、生活困窮者の生活再建の一助を図る、こういう分で、実質的に、じゃあ市が納めてもらわないかんお金をみんな債権放棄をしたから生活困窮者の生活再建の一助を図るという意味合い、おかしかろう。それだけど、こういうふうにしてうそを言う人もいっぱいおられると思うよ。そういう何かきれいごとでこんなして書きようけど、実質的に違うやろう、あなたたち。取るじゃないね。本当に納めてもらわないかん人が納めておられないと思いますよ。

だけん、そのところ。さっきの一つは、担当部署にするのか。収納課でするって、これは人員増をせんとできんよね。今の収納課の体制では絶対できんよ。そこまで含めてしようっちゃ人員が何人か要と思う。それともそうしたら今までどおり、今ここにずっと表がありましたけど、対象の部分をそれぞれの担当部署にさせるなら、こういう法律が出たけん、それから管理台帳を作るけん、あとのこういうのがある、連絡網の分で、すっすっすつと作るやつ。それで終わりだけじゃ何にも今までと変わらないんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） すみません、高原委員おっしゃったように、私どもちょっと説明が足りておりませんでした。

体制については、当然、債権所管課のほうでまず債権者に対する請求とか督促は必ずやっています。そして、その債権者について、法的手続が必要となるような状態が生じた場合、滞納になってお支払いが滞っているような状態になった場合には、収納課と共同して、収納課が実際行うわけではないんですけど、収納課がアドバイスをしながら、裁判所への手続とか、裁判所から督促を発送していただく段取りとか、そういったものを取りながら進めていこうというふうに考えております。

○委員長（八尋一男君） 高原委員。

○委員（高原良視君） 今までもそれぞれの部署の中で裁判手続は取れるよね、ここの今度の分で。それぞれが今のままでも取れるよね。一番上、市営住宅使用料の分は实际的に裁判をしてから取れるようになってるよ。それをあなたたちが専門的にこういうふうにしてという御指導があると。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 裁判手続に組み込むためには今まで議会の議決が必要だったということが、これは自治法の中で必ず決まっているんですけども、今までどうだったのかということから言えば、実際のところは、各債権所管課がそういった事態で債務者に対しての請求、督促は行ってはいたけれども、そのいわゆる法的手続まで踏み込めていなかったというのが現状でございます。今回の条例は必ず法的手続を取ることというふうに定めておりますので、そういったことを条例をもって解消して、全庁的にそういった動きをしていこうというふうに考えています。

○委員長（八尋一男君） 山本委員が早かった。どうぞ。

○委員（山本加奈子君） 他市の条例を見ると、市税公債権も対象に入っていたり、春日に関しましては強制徴収公債権も対象に入っているんですね。決算のときにも保育料の滞納は結構あった記憶があるんですけども、その保育料というのは強制徴収公債権というふうになっております。この分とかを対象にしなかった理由をお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） 強制徴収公債権はあくまでも市のほうで自力執行ができますので、収納課でやっておる調査権もありますし、そういった財産調査をした上で差押手続

をすることができます。そういった強制執行及び不納欠損、そういった放棄に関するところが強制徴収公債権は既に法で備わっておりますので、そういったところは除外といえますか、対象になっていない今回の非強制徴収公債権と私債権をこの条例の対象としているところはそういった理由でございます。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） では、保育料のところ、延長保育料は私債権になるというふう聞いたんですけど、そこはこちらで行うということになるんですが、もし滞納があれば。

○収納課長（倉掛伸夫君） おっしゃるとおり、延長保育料は私債権になりますので、この条例の下に進めていくことになります。

○委員長（八尋一男君） はい、上村委員。

○委員（上村和男君） 高原委員の質疑と関連するんですけど、これまでだと副市長とかがトップになって何かプロジェクトみたいなのをつくって取り組んできた経過があったと思うんですよね。そうすると、この条例の下でそういうプロジェクトがつけられるのか、その事務局は課長のところになるのか、どういう仕組みでそれが機能していくのかなという。あれはあれでもう要らばい、役に立たないというふうになったのか、こういう条例の下であれがもう一回機能するようになるのか、どんなふうに運営をされていくのかね。あるいは本当にプロジェクトであなたのところが事務局をやるといったら、あなたのところに2人か3人、人員を増やしてよその状況を把握しておかないとそう簡単ではないと思うけど、これは。数はいっぱいになると思うので。どうですか、その点は。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○収納課長（倉掛伸夫君） おっしゃってあるのは市税等収納率向上対策推進本部会議ということだと思いますけれども、こちらの事務局は今、収納課がやらせていただいております。まだ具体的にこういうふうにと決めてはないんですけども、この債権の一元化も債権管理をどうするのかというのもこの収納対策の推進本部会議のほう、もともとはそこから出てきた話でございますので、各課の持っている債権をその本部会議の中でしっかり把握をして、その中でしっかり報告をさせた上で請求をしていこうというふうに今考えています。

○委員（上村和男君） はい、いいです。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） 横書きの資料の分で一部誤植がございましたので訂正をさせていただきます。申し訳ありません。（「議の字やろ」と呼ぶ者あり）ありがとうございます、気づいていただいて。すみません。3ページになりますけれども、左の債権放棄のところで、「議会の偽決」の「議」が間違っております。大変申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第58号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第58号、筑紫野市債権管理条例の制定についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

しばらく休憩に入ります。2時10分から再開します。

—————・—————・—————
休憩 午後1時57分

再開 午後2時10分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） それでは、ちょうど時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから先は所管事務調査に入ります。

まず、部長より出席職員の紹介をお願いいたします。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） お疲れさまです。

入れ替わりまして、所管事務調査、お悔やみ手続案内を担当しております市民課職員が出席しておりますので、自己紹介をいたします。

○市民課長（江中 誠君） 皆さん、こんにちは。市民課長の江中でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願ひします。それでは……、あ、そうやね。すみません。

○受付担当係長（河野桂子君） こんにちは。市民課受付担当係長の河野と申します。よろしくお願ひします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願ひします。

それでは、課長のほうから説明をお願ひします。

課長。

○市民課長（江中 誠君） それでは、お悔やみ手続案内方法について御説明させていただきます。

資料としましては、お手元に市が作成し御遺族の方にお渡ししている、こちら、薄緑色の「おくやみパンフレット」をお配りしております。

まず、市民の方が亡くなられた情報は死亡届が提出されることによって市で把握することになります。この死亡届につきましては、御遺族の方が直接市に提出されることはほとんどなくて、大半は葬儀会社の方が御遺族に代わって提出されるものでございます。市民課では、この死亡届が提出された際に、窓口に来られました葬儀会社の方に対して、こちらのおくやみパンフレットを御遺族の方にお渡ししていただくようお願ひしているところでございます。

御遺族の方への案内書類につきましては以前からございましたが、2年前の一般質問におきまして庁舎内の案内図がないなど内容が分かりにくいとの御指摘を受けましたので、他の自治体のパンフレット等を参考にしながら内容の見直しを行いまして、昨年4月から今のおくやみパンフレットとしてリニューアルをしたものでございます。おくやみパンフレットは市のホームページにも掲載しており、ダウンロードしていただくことも可能となっております。

御遺族の方につきましては、こちらのパンフレットを事前に確認していただきまして、場合によっては事前にお電話で確認をしていただいた上で該当する課のほうで手続を行っていただいておりますが、手続に来られた際は、御遺族一人一人に合わせた各階にての丁寧な対応、また次の課へのスムーズな御案内を心がけているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 立派な資料で説明を受けましたが、質問のある方はございますか。

上村委員。

○委員（上村和男君） この間、「よそはワンストップでできるんだけど筑紫野市役所はワンストップでできないんですか」という問合せがあったので、私、市民課へ行って聞いたら、ここで相談すればできますよと聞いたので、ワンストップかをちゃんと案内してくれるようなシステムが出来上がっているのか。もう少し説明してくれると、丁寧にやって、もう少しね。あなたが今説明したような、ちぎっては投げ捨てて、議員だったら分かるでしょうというのではなくて、普通の市民の人が来て分かるように、ここに市民の人がおると思って、白石さんが市民だと思ってお話ししていただくとありがたいです。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○市民課長（江中 誠君） 亡くなった方に対して、近年、お悔やみコーナーというのが専用につくられていて、そちらに予約とかを事前にしていただいて、そこで集約して記入していただくとか、そういうところをしている市も今ございますが、今のところ、筑紫野市としましては、専用スペースの問題とか、ちょっと人的配置などの課題もございまして、そういうお悔やみコーナーは設置していないんですけど、御遺族の方が来られた際は、あまり移動されないように、各課で対応していただいて、場合によっては、足が不自由な方とかが来られた場合は担当課の職員に来ていただいて、結局ワンストップみたいな感じになっているというところで、ケース・バイ・ケースで対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

私からですが、他市というのは大阪府の松原市の話が言われたんですが、先ほど上村委員が言われましたように、亡くなって、涙ぐましい子どもさんが来られて、はい、1階の1番です、次は1階の2番です、1階の3番ですと、こう行くと、「私は誰々の何とかですが」と言って各課で説明をせないかんということについて、非常に私は、遺族に成り代わるとまた同じことを言わないかんという思いがあるんじゃないかと。課長から先ほどちょっと言われましたけど、「2日前ぐらいに連絡をいただければ私のところで全て書類は準備しておきますよ」とかということがされればもっと市民サービスが行き届いた形になるんじゃないかというのが1点。

それと、せっかくこんなパンフレットがあるのに、各コミュニティセンターにはこれは置いてあるんでしょうかね。少なくとも私は見たことがないんですけど。やっぱりコミュニティセンターに置いてもらえれば目にもつくんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうかね。よろしくお願いします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○市民課長（江中 誠君） まず、1点目、数日前に電話をいただければ手続きがスムーズにできるのではないかということなんですけど、確かにお悔やみコーナーというのをきちんと設置をして、数日前から予約をされていてというところでされれば今以上に遺族の方についてはスムーズな手続きをできるかと思うんですが、先ほども申しましたように、うちのほうも設置のスペースの関係とか人員の関係とかということでちょっとそこまでは至っていないというのが現状なんですけど、そういう方については、移動してもらうのはちょっと難しいかなという場合はなるべく対応した職員が担当課に連絡をして、その方に来ていただくとかということで今のところは対応させていただいているというところがございます。

2点目、コミュニティセンターに置いているかということなんですけど、今現在は亡くなった方に対してお渡ししているというところなんですけど、コミュニティセンターにも置いておいたほうがいいだろうということであれば、こちらは部数がございますので、そちらにも置いておきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） よろしくをお願いします。

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） ありがとうございました。

○市民課長（江中 誠君） ありがとうございました。

○委員長（八尋一男君） 所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午後2時18分

再開 午後2時19分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 所管課が入れ替わって、職員の御紹介をいただいて、そして説

明をお願いします。

部長。

○市民生活部長（杉村真子君） それでは、入れ替わりまして、所管事務調査です。

コミュニティ運営協議会推進計画に対する進捗状況について、コミュニティ推進課職員が出席しておりますので、それぞれ自己紹介をいたします。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） こんにちは。コミュニティ推進課の谷と申します。よろしくお願いします。

○コミュニティ推進担当係長（吉田浩隆君） 同じく、コミュニティ推進担当、吉田です。よろしくお願いします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願いします。

それでは、所管事務調査、コミュニティ運営協議会推進計画に対する進捗状況について、課長より説明をお願いします。

課長。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） コミュニティ運営協議会推進計画に対する進捗状況について説明をさせていただきます。

資料を2種類御用意させてもらっております。一つがまちづくり計画策定年と対象期間について、もう一つが各コミュニティまちづくり計画の事業一覧というものでございます。

まず、まちづくり計画の策定年と対象期間についての資料でございますが、表の一番左にコミュニティ名、その次に策定年度、で、対象期間の年度ということで、おおむね10年ですので、黄色で塗らせていただいております。その中で中間見直し等を行われているコミュニティもございますので、主に見直しが行われた年度を見直しという形で表記しております。このように、各コミュニティが活動を行っていく中で、新しい事業が出てきたりだとか、事業が目標を完了した場合とか、そういったものについて見直しを行うようにされております。

次に、事業の一覧という資料を御用意させていただいております。各コミュニティがまちづくり計画の中で示している計画を防災・防犯・交通安全、福祉・健康、子ども、歴史・文化などなどという形で項目別に整理したものでございます。

表の中で色を塗っておりますが、まず、私どもが確認した中で未着手であろうと思われるところを黄色で塗らせてもらっています。青文字につきましては、計画を進めていく中で経過の中から新しく生まれた事業、そういったものについて表記させてもらっています。

グレーで塗った分につきましては、ここ数年で活動が終わったもの、そういったものについて塗らせてもらっております。

各コミュニティにおいて、青色の文字で示すとおり、時代の変化だとか活動の内容の見直しなどによって新しい事業、そういったものが生まれてきております。計画を進めていく中で、私どもとしては、事業を振り返っていただいて、必要な事業、やめる事業、そういったものについては見直していただいて結構ですというような提案をさせてもらっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部からは御報告を受けましたけども、質疑のある方はありませんか。

○委員（高原良視君） 各地区の七つのコミュニティが自主的に活動されよるでしょうが。それを私たち議会が、七つのコミュニティが自主的に運営されよる分に、その進捗状況を報告を受ける、何でかなと思ひながら。そして、課とすれば、七つの館長会とか会長会とか、いろいろありよろうけん、その中で歩調を合わせながら課のほうもいろんな指導をしよるだろうばってん、七つのコミュニティでそれぞれの総会があつて、昨年の報告をして、今年度はこういうふうにしてしますという分で、コミュニティでされていますよね、その分で我々がいろいろ口を挟むというか、そういうものっていかがなものかなという思ひもあるんですが。22人の議員はそれぞれ出身の地域の中でコミュニティの総会とかに行つて、していますよね。それでいかがなものかなと思つて。それが求められないかんなら、結局、22人に同じ資料を配るとか、どういうふうなものかちょっと私も、いかがなものかなと思つて、ちょっと委員長にお伺ひいたします。

○委員長（八尋一男君） この10年の推進計画については、コミュニティ協議会ごとに市から150万円を払つております。150万を市から投資したのであれば、それに対する結果報告はあつてしかるべきだという形の下に私はこの調査をかけました。だから、これがやっていないからどうのこうのということじゃなくて、当然ながら、投資したことに対しては投資対効果、効果はどうなつておるんかという形について報告を受ける義務があるだろうと思つて調査をかけた次第です。以上です。

コミュニティ推進課としては、このような資料をきちつと作られたということは、非常にこれは立派なことだなど。調査をかけたからいきなりこれを作られたということじゃないだろうと僕は察しております。日頃からこれは各運営協議会とすり合わせをしながらチ

ェックをされている、そして一緒になって協議をされているということについては非常に立派なことやなという形で評価をしたいと思いますが、これだけをぱっと見ると黄色い部分が半分ぐらいを占めておるなど。そのときにおいて、どうやったらこの黄色い部分を少し減らしていこうとかいうような、その課題についてはどういうふうに思われているのかなということについて、もしあればお答えをいただきたいと思います。

課長。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） 黄色い部分に関わらずですが、コミュニティ運営協議会が年度ごとの事業を遂行していく中で、担当者が会議にも出ていますので、いろんな悩みを聞いております。特に近年でありましたら防災とか地域包括ケア、子育て支援、そういったものがクローズアップされていますので、そういったものも含めて、アイデア等があれば館長、主事と一緒に考えて進めていくというような形で取り組んでおります。

その中で、どうしてもコミュニティ運営協議会の方々のマンパワーだったりとかノウハウ、そういったものでやむなくできないということが黄色になっていると思いますが、引き続きできるものがありましたらアイデアを共有しながら進めていければと思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

上村委員。

○委員（上村和男君） 私は各コミュニティ協議会がそれぞれの活動計画を持って活動しているということ自体は、それはそれでいいんですけども、第六次ですとか第七次総合計画にも地域コミュニティの在り方、あるいはまちづくりに期待していること、そういうようなことが少し書かれていると思うんですね。そういう角度からどういうふうに今の進捗状況を評価をしておくのか。

とりわけ地域包括ケアシステムをつくる上で、地域コミュニティ運営協議会あるいは地域コミュニティが果たす役割が重要だというふうにいろいろ議論をしてきている。地域によっては地域資源があつたりなかったり、いろいろあるんですけど。言葉を選ばず言えば、地域で地域の活動をやるのぼせ者がいっぱいいたほうが——誤解を恐れず言っていますよ、これ——そういう人たちがいるところは進むんだろなというふうに思っていますので、そういうことを推進する上で、人材育成だとか、あるいは行政側の、市としての支援のよ

うなことも時々は必要になってきているんだろうと思うんですよ。

25年は地域包括ケアシステムはつくり上がっていきやいけないので、大分いろんな議論やいろんなことは進んできているというふうに思っていますが、それから超えるところが、行政の指導なり支援なり、そういうものがないと超え切れないな、このままじっとやっておってもこれは超え切れんと、そういうふうに思っていますので、あなたのところ超えるのか、いや、高齢者支援課が超えていくのか、いや、市行政全体が一緒になって支援をして超えていってもらえるようにするのか、どこかは超えたので、この見本に沿って行ってくださいと言うのか、そういうのをもう少し……。

そういう点からすると、ここまで来ていますとか、そういうことが報告できるような行政側から見た報告をね。これはこういうことをやっていますというお話ですから、高原さんが言うように、行って聞きゃあいいやねえか、おまえ、コミセンに行って見てこいと、看板を。こうこういうことをやっていますとかニュースとかが載っていますから、地域に住んでいてやっているのは7か所みんな回ってくればいいたいというね。そういう乱暴な言い方はあんまり、控えたほうがいいと思うんですけど、でも、そういうことで済む。

ただ、行政が責任を持ってこういう計画に基づいてこういうところまで行こうと言っているようなことがどこまで来たかというのはやっぱり行政の側でお話しいただかないと、私たちはその点での評価がしにくいので。これはよく実情が分かるようにまとめてありますよね。今日は事務事業調査ですから、今日とは限らんでもいいですけど、しかるべきときには私が申し上げたような角度からぜひ報告をいただければもう一つ深みが増すなと思っていますので、委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） はい。上村委員のは叱咤激励という形で受けていただいて、次回ときにはまたそのようなことを踏まえて御報告をいただくようこちらのほうからも要請しますが、前向きなお心で、報告という形で次回るときでもチャンスを見つけて報告いただければこちらとしてはありがたいなというふうに思いますから、よろしく願いします。

以上、よろしいでしょうか。

○委員（上村和男君） 課長、頑張るよね。

○コミュニティ推進課長（谷 昌義君） よろしく願いします。

○委員長（八尋一男君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これにて質疑を打ち切ります。ありがとうございました。
所管課入替えのため、しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時32分

再開 午後 2 時34分

○委員長（八尋一男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

挨拶はいただきましたから……（「担当課が……」と呼ぶ者あり）うん、担当課が入れ替わっております。そういう形で職員の紹介をいただいて、筑紫野市国土強靱化地域計画（改定案）のパブリックコメント実施について、報告を受けたいと思います。

部長。

○総務部長（嵯峨栄二君） お疲れさまです。午前中に引き続き、総務部、嵯峨でございます。

総務部として所管事務報告 1 件、所管事務調査 2 件を御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、所管事務報告、筑紫野市国土強靱化地域計画（改定案）のパブリックコメントの実施についてということで、所管が危機管理課でございます。出席職員を紹介いたします。

危機管理課長の中村でございます。

○危機管理課長（中村昭治君） 危機管理課長、中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 危機管理課危機管理担当係長、森田でございます。よろしくお願いいたします。

○危機管理担当係長（森田健太郎君） 危機管理担当係長、森田でございます。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、執行部から説明をお願いします。
課長。

○危機管理課長（中村昭治君） それでは、筑紫野市国土強靱化地域計画（改定案）のパブリックコメント実施について、説明をさせていただきます。

委員会資料 1 ページを御覧ください。

まず、筑紫野市国土強靱化地域計画の位置づけについてですが、国道強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として令和4年7月に策定をしたものです。現計画の計画期間が令和6年3月31日で満了となるため、改定を行うものです。

市の国土強靱化地域計画（改定案）は、国の基本計画と県の地域計画との調和、市の第七次総合計画（案）と地域防災計画との整合を図り、改定を行います。また、この計画が各分野別の計画の強靱化に関する指針となるものでございます。中段のほうに記載しておりますが、国は新たな基本計画を令和5年7月に閣議決定しております。この国の新たな基本計画に沿った改定案としているところでございます。

2の計画期間についてですが、計画期間は令和6年度から令和9年度の4か年とし、現在策定を行っております第七次筑紫野市総合計画の計画期間との整合性を図ります。なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会情勢、経済情勢の変化等があった場合には、必要に応じて計画を見直すことといたします。

ここで、お配りをしております計画改定案を御覧ください。

改定案にあつては、現計画を基本的に踏襲したものとしております。先ほど御説明したとおり、国の新たな基本計画に沿って見直したところがございます。

7ページをお開きください。

第4章の強靱化の現状と課題、2のところに事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定という項目がございます。

国の基本計画にあつては、これが従前、八つの事前に備えるべき目標とされていたものが六つに再編をされております。市の地域計画においても、それに沿った形でこの事前に備えるべき目標を六つと設定をし直したところで、それに合わせて、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）においても再編をしたところでございます。

リスクシナリオの脆弱性の評価とその取組の方針については、先ほど御説明したとおり、現計画を基本的に踏襲した内容とさせていただいているところです。また、重要業績評価指標KPIの設定にあつては、第七次総合計画案の成果指標に準じたものとしておるところでございます。

再度、委員会資料のほうにお戻りいただき、改定のスケジュール等について説明をさせていただきます。

パブリックコメントにあつては、来年、令和6年1月4日から2月2日までの30日間行う予定としております。市民への周知にあつては、令和6年1月1日号の広報、ホームペ

ージ等については準備ができ次第、更新を行います。計画の策定については、パブリックコメントでいただいた意見を踏まえながら修正等を検討し、令和6年4月に改定を予定しているところです。

説明にあつては、以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） 御説明ありがとうございます。

国の計画の概要の中に、社会情勢の変化に関する事項というのがもろもろ書いてありまして、ここが反映されているところも多々あったんですけど、例えばSDGsとの協調というのがあったんですね。そういう表示は総合計画とかは第六次からついているんですけど、この国土強靱化計画の中には載せていないということではないんでしょうかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 今御質問のありましたSDGsについては、本計画においては記載していないところでございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにないですか。

赤司委員。

○委員（赤司祥一君） 頂いたこの計画の改定案資料の25ページなんですけれども、さっきちらっと触れていただいたKPIの数字の目標が書かれていて、令和4年とか令和5年から令和9年に向けての目標の中で、大規模・中規模の改修進捗とかが100%であったりとか、死者数はゼロのままとか、防災重点ため池の劣化度診断が21から50と、この辺りは分かるんですけど、この浸水対策整備に関する満足度というのが83.5から84.3、5年かけて僅か0.8ポイント増というのは、浸水に関する満足度はこれ以上上げられないという、こういうものなのか、この辺りはもうちょっと満足度は上がらないのか、今年も7月の水害で結構いろいろあった中で、ここはもっと上げられないのかなというのはいちよっとなったので、御質問です。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 御質問のありましたKPIにつきましては、先ほど説明したとおり、第七次総合計画の成果指標に準じて設定をさせていただいております。

この満足度にあつては、毎年行っております市民アンケートに基づき成果指標を図るこ

ととなっております。この部分については、第七次総合計画において9年度の目標が84.3%というふうになっておりますので、それに合わせた形で整理をさせていただいてるところです。

当然、満足度を上げるために市としても様々なできる限りの事業を取り組んでまいりますが、アンケート結果の今までの伸び等々を勘案して、所管課と県が検討した結果として第七次総合計画における成果指標として設定されたものというふうに認識をしておりますので、この計画についてもそれを準用しておるものでございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにありませんか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） すみません、ちょっとこの場で言っているのか悩むんですけども、例えば福岡県で地震で建物が被災して倒壊したときに応急危険度判定のアプリが開発されたというニュースがこの間流れてたんですけども、最近のことなのでこの中にはもちろん反映はできていないのは当たり前だとは思いますが、市民の方はそういうのを知っています。そうしたら、例えばこの15ページの必要不可欠な行政機能を確保するという中にこういうことも含まれていると考えていいのか、それとも、新たにそういう福岡県のアプリができましたとなると、今後付け加えるとか、そういうことは想定されているのか、お尋ねいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 県が作成したアプリは、大規模地震が起こったときにいわゆる建物の危険度が判定しやすくなるような仕組みのアプリであるというふうに捉えております。

市としては、計画の中では県とも協力しながら様々な建物の耐震化に努めていくというふうな内容にしておりますので、地震が起こった際のそういうふうな安全確認等々についても、必要であれば包括的に取組がなされるものというふうに考えているところです。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） よく考えられているとは思いますが、いろんな方面が関連してくるので、消防署だとか、地域防災組織だとか、農政だとか、地域医療に関連する医師会とか医療機関とどういう連携を取っていくのかというのは、その時期時期で、災害が起こったときすぐはそんなに医療機関は、何時間かたつと医療機関は必要になってきますの

で消防も救急医療のほうに走るといふ、そういう連携のようなものを少し見てみましたが、ないわけではないので、どういうふうに常日頃から連携していくか、意思疎通を図っていくのかですね。

筑紫野市周辺の救急医療はもうパンクをしますよというお話をお医者さんから聞いてみたりするときもあるんですよ。だから、これ以上患者が増えたりすると受け入れられるのかどうかというのもあるので、そういう意見調整だとか行ったり来たりは大事なことになるので、そういうのはやっていますよねという。やっているとは思いますが、お医者さんたちに言わせると、もう少し私たちの意見もよく聞いて大事にしてくれるといいなとか、医師会のお殿様みたいな——そういうことを言っちゃいけませんね。お医者様というのは人の意見は聞きたくないですから、そういう人たちですから、自分で判断する人がお医者さんですからね——そういう人たちを相手にするときですから大変だと思うんですけども、そういうことがだんだん計画ができたり、連携が次の局面で重要になったり、あるいは意思疎通を図っておくことが日常的にはどういうふうに保証されていくかという、そのときに危機管理課が役割を果たすんだらうと思いますので、そういう点で、これを作って意見を集めた上で、なおかつ自分たちがこれが大事だなと思うことは何と何と何でしょう。私は今幾つか申し上げましたけど、自分たちなりに考えていることがあったら言ってください。なければ言わなくていいです。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○危機管理課長（中村昭治君） 推進方針の中にはそれぞれ所管課を明記させていただいております。取組を進めていく中で主体的にはこの主管課中心となって様々な機関との連携であったり事業の推進であったりというのを行っていただくことになる。そして、危機管理課にあっては、そういったもの、この成果をどういうふうに持っていきべきなのかとかいうことに関しては、庁内全体での課題として捉えながら推進をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） これにて質疑を打ち切ります。

ありがとうございました。

所管課入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時47分

再開 午後 2 時48分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管課が入れ替わりましたので、部長より紹介をお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 続きまして、所管事務調査、公用車のドライブレコーダー設置状況と改正道路交通法によるアルコールチェック義務化について、所管が管財課になります。

出席しております職員を紹介いたします。管財課長の永利でございます。

○管財課長（永利俊美君） 管財課長の永利です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 管財課管財担当係長の永田でございます。

○管財担当係長（永田裕二君） 管財担当係長の永田です。よろしくお願いいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、所管事務調査、公用車のドライブレコーダー設置状況と道路交通法改正によるアルコールチェック義務化について、執行部より説明をお願いします。

課長。

○管財課長（永利俊美君） それでは、公用車のドライブレコーダー設置状況と道路交通法改正によるアルコールチェック義務化について御説明させていただきます。

資料の 1 ページをお開きください。

（1）ドライブレコーダーの設置状況でございます。管財課での集中管理車39台のうち13台にドライブレコーダーを設置しております。設置率につきましては33%でございます。

（2）酒気帯び状況の確認についてでございます。令和2年度の途中ではございますけれども、試行的ではございますが、運転前にアルコール検知器によるチェックを実施しておりましたが、令和4年4月1日から下記の内容で実施をしているところでございます。まず配車室に行って、①、配車係による目視での確認後、鍵等と併せてアルコール検知器を受け取ります。受け取った後に、アルコール検知器を使用し、数値を配車係のほうに提示いたします。運転日誌に確認を受けたことを配車係のほうにチェックをいたします。返却時におきましては、配車係による目視での確認後、アルコール検知器をまた受け取ります。

アルコール検知器を使用いたしましてまた数値を配車係に提出いたします。運転日誌に確認を受けたことを配車係のほうに記録し、鍵と併せて配車係に返却いたします。

運転日誌での確認及び記載につきましては、運転日誌を抜粋しておりますけれども、この中に赤書きで囲っております内容のところにチェック項目がありますので、そこにチェックを入れていくという形でございます。

私のほうからの説明は以上です。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はございますか。

山本委員。

○委員（山本加奈子君） ドライブレコーダーは、以前傍聴しているときだったか聞いたとき、車の更新をするときにドライブレコーダーをつけていくということだったんですが、それでいくと、例えば今は33%、全部、100%になるのは何年ぐらいかかるのですか、お尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） ドライブレコーダーの設置状況については、公用車を買換えるときに設置をいたしますということで、公用車の買換えが1台から2台程度で今進んでおるところでございますので、これからいくとやっぱり10年近くはかかるのではないかなと思います。

○委員長（八尋一男君） 関連ですね。

○委員（山本加奈子君） 関連。ドライブレコーダーは本当に職員の方の安全運転の意識の向上とか、交通事故発生時に自己責任の明確化も図れるので、また市内をくまなく走っていると思うから動く防犯カメラとも言われているところなんですけれども、例えば、個人の場合はドライブレコーダー特約付きの保険会社の保険に入ったりとかいうのができるんですけど、公用車に関してはやっぱりそういうことはできないんですよね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 公用車は特約事項というのがないものですから。ないですね。

○委員長（八尋一男君） 二人で納得されておるから、いいですか。

○委員（山本加奈子君） はい。

○委員長（八尋一男君） ほかに。

佐々木委員。

○委員（佐々木忠孝君） いいです、ありません。

○委員長（八尋一男君） ないですか。

副委員長。

○副委員長（白石卓也君） 事故等も起きないのが一番あれなんです、運転日誌の項目はこれだけですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 運転日誌の項目は、あくまでこれは今回の分で抜粋をしておりますので、中身については、帰庁時間と、あと、ハンドルの点検前の記入ですね、これにいろいろ書いてあったり、どこに、場所とか、そういったものが含められたものが運転日誌になっております。今回はアルコールチェックの確認という形で、一部抜粋したような形でこの資料のほうは提供しております。

○委員長（八尋一男君） 山本委員。

○委員（山本加奈子君） アルコールチェックの部分なんですけど、今、結構、アプリというんですか、日誌でつけなくていいように、コピーをしたら、例えば体調の管理から何から全部アプリでできるみたいな、集約した情報データを日報化できるような管理システムもあるみたいなんですけど、そこに関しての見解をちょっとお尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 確かにアプリで管理していくものはございます。資料等を読ませていただくと、やはりアルコール検知器にかなり費用がかかると。通常よりも割高であるとか。じゃあアプリですと、例えばアプリの中で停止というか、不具合が起きたときに、その間はアルコールチェックができないとか、そういった問題が多分出てくると思っていますので、管財課としては現状のやり方を踏襲していきたいと思っております。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 一つだけです。よく議会のたんびに専決事項で事故の話が出てくる。今度が出てきていますか。何で出なかったのかなというふうに思っているのです。だから、何かが行われたか、市挙げてみんなが何か考えたか、以前とは違う状況だなと思っていますので、交通安全をやっているあなたのところから何か言ってください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○管財課長（永利俊美君） 交通事故の防止ということで、今までは研修等を含めたところ

ろやっていましたが、今年度から毎月、事故の報告という形で累計を載せていく形と、もし事故が起きた場合には、こういった理由で起きていますと。だから、バックで駐車だったら同乗者は降りて気をつけましょうというものと併せて、また別に、例えば今月だと安全運転がありますので、高齢者の死亡事故が多いですよ、だから夕方にかけては早めのライトをつけて運転しましょうとか、そういった形を取らせていただいて、毎月、職員に対して通知をしておるところでございます。それをしたことによって事故件数がやはり減ってはおります。

○委員（上村和男君） 一件もないというのは初めてだな。

○委員長（八尋一男君） 最後に私からですが、アルコール検知器を使用し、数値を配車係に提示と。これは配車係の目の前で呼気を吐いてあるんでしょうかね。悪く考えると、「僕は今日、飲んできとっちゃけど、あんたちよっと吹いて」ということがなきにしもあらずですから、あえて確認です。

課長。

○管財課長（永利俊美君） アルコール検知器については、必ず配車室の目の前に置いてあります。運転日誌にも運転者の名簿を書かないといけないところもでございます。その人が運転して、配車係の目の前で吐くというか、チェックをしておりますので、そういった問題は実際起きておりません。

○委員長（八尋一男君） 当然だと思いましたが愚問と思って聞きましたけど、そうしたら、ここのところを少し文章表現を変えられたらこういう質問をしなくていいと思えますから、よろしくをお願いします。

○管財課長（永利俊美君） ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） 以上で質問を打ち切ります。ありがとうございました。

所管課入替えのため、しばらく休憩をいたします。

————— . ————— . —————
休憩 午後 2 時57分

再開 午後 2 時58分
————— . ————— . —————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管課が入れ替わりましたので、部長より出席職員の紹介をお願いします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 続きまして、最後になりますが、所管事務調査、ジェンダー

平等の理解を求める活動についてということで、所管が人権政策・男女共同参画課になります。

出席職員を紹介いたします。人権政策・男女共同参画課長の谷でございます。

○人権政策・男女共同参画課長（谷典士君） 谷です。どうぞよろしくお願ひします。

○総務部長（嵯峨栄二君） 同じく、男女共同参画担当係長の末吉でございます。

○男女共同参画担当係長（末吉裕美子君） 末吉です。よろしくお願ひいたします。

○総務部長（嵯峨栄二君） どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（八尋一男君） よろしくお願ひします。

それでは、説明をお願いします。

課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷典士君） それでは、市民にジェンダー平等の理解を求める活動を把握することについて、御説明いたします。

お手元の資料につきましては、令和3年度に実施した市民意識調査と令和5年度からの第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）を基に、主なものを抜粋して作成した、市民のジェンダー平等、男女共同参画の意識が現状どうであるかの資料でございます。

まず、この資料の見方について説明いたします。この資料は、表紙を除いて両面4ページから構成されております。表紙をめくっていただいて、①を例に取り説明いたしますと、前段から中段にかけて市民意識調査結果の棒グラフ、下段に男女共同参画プラン（後期）から抜粋した目標指標を掲載した表という形で構成しており、次ページ以降も同じような構成となっております。

それでは、この資料に基づき、市民意識の現状を説明していきながら、市の取組について説明したいと思います。

最初に、①「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方について、これに同感する市民の割合は、平成28年度の調査では43%であったのに対し、令和3年度調査では29.7%と改善しております。後期プランの目標値としては25%未満としており、さらなる継続した啓発の取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、次ページの②社会通念、慣習、しきたりなどでの男女の地位の平等感については、前回調査時は10.6%であったのに対し、今回は8.1%と課題の残る結果となりました。後期プランの目標値としては20%以上としております。

先ほどの1での「男は仕事、女は家庭」とした固定的性別役割意識は解消に向かってい

ますが、社会通念、慣習、しきたりなどにおいては男性優遇と考える人が多く、無意識に性別で異なる扱いを是とするアンコンシャスバイアスによる課題があると捉えており、その課題解消に向けた啓発の取組を行っています。

次に、③女の子も男の子も同様に経済的に自立できるよう職業人としての教育が必要だという考え方については、表に記載のように、3ポイントの改善にとどまる結果となりました。後期プランの目標値としては80%以上としており、家庭教育、就学前教育、学校教育、社会教育、生涯学習など、多様な場で啓発や教育に取り組む必要があると考えています。

最後に、④地域の役職に女性が推薦された場合の対処についてですが、前回調査時は25.7%であったのに対し今回は28.4%と、若干の改善という結果となりました。後期プランの目標値としては40%以上と少々高めの数値としておりますが、女性が社会の様々な意思決定の場に参画することが男女共同参画社会の実現につながるという趣旨から、あえて40%としたところでございます。

住民自治の主体は市民であり、その半数を占める女性が活躍することは行政、地域活動、企業活動等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、社会全体の活力につながることから、市としても、審議会など政策決定の場や地域等の市民活動における方針決定の場に女性が参画できるよう、取組を充実させていきたいと考えています。

このような状況で、男女共同参画社会の実現を目指した様々な切り口からの取組を第3次ちくしの男女共同参画プラン（後期）に基づき推進していきたいと考えております。

説明については以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

上村委員。

○委員（上村和男君） 今度、男女共同参画プランの後期で、少し頑張っていきたいと思いますと言っていましたから、これを進めていく上でポイントあるいは課題になっているのは、三つ挙げると言ったら何と何と何かだけ言ってくれますか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○人権政策・男女共同参画課長（谷 典士君） すみません、三つという今の質問に正しい回答になるかはちょっと……（「一つでもいい」と呼ぶ者あり）はい。端的に言えることは、市民のジェンダー平等意識、例えば男は仕事、女は家庭とか、男性も女性も平等で

あらなければならないという基本的な考え方については一定、社会的に浸透してきているのかなど。ただ、それが現実問題として、例えば区長さん、区の役員さんを選出するとき、男のほうが区長さんに多くなっている実態があるなど、いろんな行動としてそれが伴うことができていない。理念としては浸透しているけれども、現実の社会問題としてそれが行動として表れていないというのが課題であるというふうに捉えておりますので、その自分自身の行動を変えていけるような今後の啓発等が必要であるんじゃないかなというふうに考えております。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

副委員長、ないですか。

○副委員長（白石卓也君） いえ、ないです。

○委員長（八尋一男君） それでは、以上にて質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

ここで……、あ、もうおしまいやね。委員の皆様の御協力で時間前に終わりました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして総務市民常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 07 分